

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 情報の収集・伝達
- 第3節 災害時の広報
- 第4節 救出，救急計画
- 第5節 保健医療及び助産計画
- 第6節 避難対策
- 第7節 警備・交通対策
- 第8節 輸送計画
- 第9節 生活救援対策
- 第10節 民間団体・ボランティアとの連携
- 第11節 要援護者対策
- 第12節 防疫計画
- 第13節 清掃計画
- 第14節 行方不明者の搜索，遺体の処置・埋火葬
- 第15節 応急教育対策
- 第16節 障害物の除去
- 第17節 在港船舶対策
- 第18節 ライフライン施設の応急対策
- 第19節 石油事故対策
- 第20節 放射線災害応急対策
- 第21節 農畜産物応急対策
- 第22節 地下埋設工事等に伴う事故対策
- 第23節 その他災害応急対策に必要な事項

《 第3章 災害応急対策計画 》

第1節 応急活動体制

市が災害応急対策を実施するに当たって、早期に指揮命令系統を確立するとともに、活動を行う組織体制の確立、職員等の動員・柔軟な配備、関係機関等への速やかな応援要請等を行う。

第1 福岡市災害対策本部等

福岡市災害対策本部（以下「対策本部」という。）は、災害対策基本法及び福岡市災害対策本部条例（昭和38年福岡市条例第22号）に基づいて、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災活動の強力な推進を図るため臨時に設置される市の機関の一つである。

なお、対策本部の設置を迅速に行うため、情報収集態勢又は福岡市災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、情報の収集などの業務にあたるものとする。

1 情報収集態勢

(1) 配備態勢

市民局防災・危機管理課内で、災害に備えるための情報収集等を行う。

- ① 責任者 市民局防災・危機管理課長
- ② 配備 市民局防災・危機管理課職員2名を置く。

(2) 設置基準

- ① 風水（雪）害
 - ・大雨注意報発表時
 - ・洪水注意報発表時
 - ・暴風雪警報発表時
 - ・大雪警報等発表時
- ② 台風接近時
 - ・強風注意報発表時
 - ・高潮警報，注意報発表時
- ③ 地震
 - ・市域内に震度3の地震が発生したとき。
- ④ その他
 - ・大規模な火災，爆発その他災害が発生し，又は発生するおそれがある場合で，情報収集などの対応が必要なとき。

(3) 廃止基準

対象となる警報・注意報等が解除され、市域内における情報収集など、特段の対応が必要なくなったとき。

2 警戒本部

(1) 配備態勢

- ① 警戒本部本部長 危機管理監
- ② 警戒本部副本部長 市民局長
- ③ 配備 必要に応じ災害対策本部の一部の部を置く。

(2) 設置基準

- ① 津波注意報が発表されたとき。
- ② 台風接近時における高潮警報・注意報発表時において、被害が発生するおそれがあるとき。
- ③ その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、部分的な応急対応を必要とするとき。

(3) 廃止基準

対象となる警報・注意報等が解除され、市域内における応急対応など、特段の対応が必要なくなったとき。

3 対策本部

(1) 本部の設置

本部は、福岡市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、具体的には警報等が発表されたとき、市長の権限において設置する。

(2) 設置基準

- ① 風水（雪）害
 - ・大雨警報発表時
 - ・洪水警報発表時
 - ・暴風雪警報、大雪警報等が発表され、総合的な対策が必要であると判断される時。
- ② 台風接近時
 - ・高潮警報、暴風警報が発表され、総合的な対策が必要であると判断される時。
 - ・台風の勢力・コース等、気象台による台風説明会を受け、台風の状況によっては、避難所開設等を考慮し、事前に設置するとき。
- ③ 地震
 - ・市域内に震度4の地震が発生したとき。（第1配備）
 - ・福岡県日本海沿岸に大津波警報、津波警報が発表されたとき。（第2配備）
 - ・市域内に震度5弱以上の地震が発生したとき。（第3配備）
- ④ その他
 - ・大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とする時。
 - ・その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

(3) 廃止基準

災害応急対策が終結したと判断されたとき。（災害の規模、種類等によっては、部分的廃止もある。）

(4) 本部設置及び廃止の周知

本部を設置又は廃止したときは、各区その他の本市の機関並びに県、関係地方行政機関、指定公共機関、報道機関等へ通知する。

4 対策本部の組織及び運営

(1) 対策本部の編成

- ① 対策本部長及び職務権限の代行
 - 市長を対策本部長、副市長を対策副本部長とする。対策本部長不在時は、対策副本部長が職務を代理し、その順序は、福岡市長職務代理者規則に定める順序とする。なお、対策本部長、対策副本部長不在時の順序は、別に定める。
- ② 対策本部会議
 - 1) 構 成 員
 - 対策本部長、対策副本部長、各部長
 - その他本部長が必要と認める者
 - 2) 所掌事務
 - 対策本部の活動の重要事項について協議し、決定し、全体活動の統一を保持する。
 - 3) 会 議
 - ・災害状況等に応じて、本部長が招集し、対策本部長が議長となる。
 - ・災害状況・被害状況の把握、応急活動の方針、応援要請等について決定する。
- ③ 対策本部の構成
 - 対策本部に、部及び区本部を置き、部は部長、副部長、班長及び班員を、区本部は区本部長、区副本

部長，班長及び班員をもって各々構成する。

- 福岡市災害対策本部組織表（資料編 46 頁）
- 福岡市災害対策本部事務分掌表（資料編 48 頁）

④ 防災主任及び防災副主任

- 1) 防災主任及び防災副主任は，各部及び区災害対策本部ごとにあらかじめ指名する職員を以て充てる。
- 2) 防災主任及び防災副主任は，その属する部の被害状況，応急対策の実施状況，その他災害対策活動に必要な情報を取りまとめて総括部に報告し，及び対策指令その他連絡事項を部内に伝達する。

⑤ 各部連絡員

本庁舎7階に「災害対策本部室」を設置し，水防第2配備に移行した段階で，災害対策本部の警備部（消防局）職員を，第3配備からは各部の職員1名を本部要員として配置し，本部と各部との連絡調整にあたる。

区本部との連絡調整については，総括部の職員を各区毎に本部要員として配置する。

(2) 関係機関との調整

① 連絡会議

- 1) 市全体の防災活動の遂行のため，必要に応じて連絡会議を召集する。
- 2) 連絡会議は，福岡市防災会議委員のうち，必要と認める者をもって組織し，災害に関する情報の収集，関係機関との連絡調整，緊急措置に関する計画の作成・実施等を行う。

② 防災関係機関

- 1) 福岡県，指定地方行政機関，指定公共機関，指定地方公共機関，関係地方公共団体等との連絡・調整を行う。

5 区災害対策本部

(1) 区災害対策本部の設置

災害対策本部を設置したときは，各区の区域内の災害応急活動を実施するため，区災害対策本部を設置する。

(2) 区災害対策本部の設置場所

区災害対策本部は，各区役所庁舎内に設置する。

(3) 区災害対策本部の組織

① 区災害対策本部長 区長

② 区災害対策副本部長，区政推進部長，市民部長，地域整備部長，保健福祉センター所長及び保健福祉センター副所長（博多区においては総務部長，地域支援部長，地域整備部長，保健福祉センター所長及び保健福祉センター副所長）

③ 区災害対策本部会議

1) 構成

- ・ 区災害対策本部長
- ・ 区災害対策本部副本部長
- ・ 区災害対策本部各班長

2) 所掌事務

- ・ 区災害対策本部の活動の重要事項について協議し，決定し，区災害対策本部全体の活動の統一を保持する。

3) 会議

- ・ 会議は，区災害対策本部長が召集する。
- ・ 区災害対策本部を設置したときは，速やかに開催するものとし，災害状況・被害状況の把握，応急活動の方針，応援要請等について決定する。
- ・ 災害状況に応じて，随時又は定期に開催する。

④ 区災害対策本部の構成

1) 区災害対策本部に各班をおく。

2) 区災害対策本部の各班は，災害対策本部の統轄のもと，区災害対策本部長の指揮により，各区の区域内の災害応急事務を遂行する。

⑤ 地区連絡会議

- 1) 区域内の災害対策について協議するため、必要に応じて、地区連絡会議を招集する。
- 2) 地区連絡会議は、必要と認める者をもって組織し、災害に関する情報の収集、関係機関との連絡調整、緊急措置に関する計画の作成・実施等を行う。
- 3) 会議における議決事項は速やかに本部長に報告を行う。

第2 職員の動員・配備（各局・区）

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合災害応急対策を迅速、かつ的確に実施するため、災害対策本部の組織態勢が確立できるように本部職員（以下「職員」という。）の動員を図るための計画である。

1 災害対策本部の配備態勢

態勢	項目	気象業務法に基づく場合	台風接近時	地震関係
水防第1 ・ 地震第1	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報発表時 ・洪水警報発表時 ・暴風雪警報，大雪警報等が発表され，総合的な対策が必要であると判断されるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮警報，暴風警報が発表され，総合的な対策が必要であると判断されるとき。 ・大雨警報発表時 ・洪水警報発表時 ・台風の勢力・コース等，气象台による台風説明会を受け，台風の状態によっては，避難所開設等を考慮し，事前に災害対策本部を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し，管区气象台から，市域内での震度が4以上と発表されたとき。
	配備につく職員	(特定の部を対象) <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び伝達に必要な人員 ・上位態勢移行への動員が速やかに実施できる人員 		
	業務例示	<ul style="list-style-type: none"> ・動員計画の準備 ・所属ごとの通知 ・災害対策に関する注意 ・連絡業務全般 		
水防第2	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・被害発生が予想され，事前の警戒措置を図る必要がある場合 		
	配備につく職員	(特定の部を対象) <ul style="list-style-type: none"> ・警戒パトロール等の事前対策及び単発的な災害現場活動などの初動体制がとれる人員 (第2配備から態勢を組む部を対象) ・情報収集及び伝達に必要な人員 ・上位態勢移行への動員が速やかに実施できる人員 		
	業務例示	(特定の部を対象) <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策資機材の確認，調達 ・災害危険箇所の事前調査 ・市民広報 (第2配備から態勢を組む部を対象) ・動員計画準備 ・所属ごとの通知 ・災害対策に関する注意 ・連絡業務全般 		

態勢	項目	気象業務法に基づく場合	台風接近時	地震関係
水防第3 ・ 地震第2	発令基準	・現に災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大するおそれがある場合	・現に災害が発生しつつあり、かつ被害が拡大するおそれがある場合 ・台風の勢力・コース等、気象台による台風説明会を受け、台風の状態によっては、避難所開設を考慮し、事前に災害対策本部を設置する。	・福岡県日本海沿岸に大津波警報、津波警報が発表された場合（福岡管区気象台発表）
	配備につく職員	・複数の災害現場活動に必要な人員 ・複数の避難所開設準備等大規模災害に備えた具体的応急活動が可能な人員		
	業務例示	・災害応急活動 ・避難勧告 ・避難所開設準備		
水防第4	発令基準	・全市的に相当の被害が発生しつつある場合、又はそのおそれがある場合	・全市的に相当の被害が発生しつつある場合、又はそのおそれがある場合	
	配備につく職員	・相当の災害被害に対する 応急活動全般に十分対応できる人員		
	業務例示	・災害対策全般		
水防第5 ・ 地震第3	発令基準	・市内全域にわたる災害被害、又は特に甚大な局地的災害が発生した場合で、自衛隊派遣要請を含め、他機関への応援要請が必要とされるとき	・市内全域にわたる災害被害、又は特に甚大な局地的災害が発生した場合で、自衛隊派遣要請を含め、他機関への応援要請が必要とされるとき	・市域内に震度5弱以上の地震が発生した場合（福岡管区気象台発表）
	配備につく職員	・全職員		
	業務例示	・災害対策全般		

※ その他の配備目安

大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。また、その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は対応を図る必要があるとき。

※ 配備の強化・縮小

災害対策本部長が災害の規模及び特殊性により上表の配備態勢により難しいと認めたときは、その都度臨機応変の配備態勢を指令する。

- 災害対策本部配備人員（資料編 81 頁）

2 配備の方法

市長は、気象台等から災害発生のおそれのある気象情報、又は異常現象のおそれのある情報の通報を收受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、災害対策本部設置基準に基づき災害対策本部を設置するが、この場合各部長及び各区本部長（以下「各部長」という。）に対し緊急時職員参集システム、電話、防災行政無線、庁内放送、その他適当な方法により配備態勢を指令する。

(1) 緊急時職員参集システムの運用

- ① 災害対策本部設置時の職員配備計画に基づく職員参集は、緊急時職員参集システムにより行う。
- ② 職員は、職員配備計画に基づき、緊急時職員参集システムに、「氏名」、「所属」、「参集グループ」を登録し、災害対策本部が設置され、配備計画に基づいた参集メールを受信した場合は、指定された URL にアクセスし、安否及び参集の可否を入力し返信する。
- ③ 緊急時職員参集システムを利用することができない職員がある場合は、各部において必ず連絡が取れるよう体制を整備する。

(2) 職員に対する伝達

- ① 職員の配備は、配備編成表に基づき各部長が配備態勢に応じて行う。
なお、災害状況により、各局・区・室において配備態勢を強化する場合は、総務担当課が緊急時職員参集システムにより行う。また、その際は、必ず市災害対策本部総括部との協議を行う。
- ② 各部長は、配備された職員に対し、災害状況の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い災害情報の収集、伝達、調査その他応急対策を実施する態勢を整備確立する。
- ③ 緊急時職員参集システムを利用することができない職員がある場合は、各部においてあらかじめ職員への連絡方法等を定めておき近隣在住の職員を優先的に配備するなど、災害の際、直ちに動員できるよう配備態勢を整備確立する。

(3) 職員の非常動員

- ① 職員は、勤務時間外又は休日等において災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、所属の部長、班長等との連絡のうえ、又は自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。
なお、本来の職場へ登庁できない場合は、最寄りの区役所等に登庁し、その区本部等の指揮命令下に入ることにする。
- ② 市長（災害対策本部長）は、突発災害等のため緊急に災害応急対策の必要があると認めた場合には、緊急時職員参集システムにより職員の参集を行う。また、災害対策本部の設置について放送機関に依頼し、ラジオ、テレビで放送するので、職員は、察知後速やかに自ら登庁しなければならない。

(4) 報告

- ① 登庁した職員は、登庁時に口頭又は文書により、氏名、所属及び登庁途上に得た災害に関する情報を上司に報告する。
- ② 登庁職員の状況は、各部及び区災害対策本部において把握し、その人員数及び活動人員の過不足について定時に総括部に報告する。（出動人員報告書：資料編 82 頁）

第3 応援要請（各局、県、自衛隊）

1 自衛隊災害派遣要請（市民局・県・自衛隊）

人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合に、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条及び災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき自衛隊の災害派遣を要請する。

(1) 派遣要請の実施

福岡県知事への派遣要請は、対策本部総括部が行う。

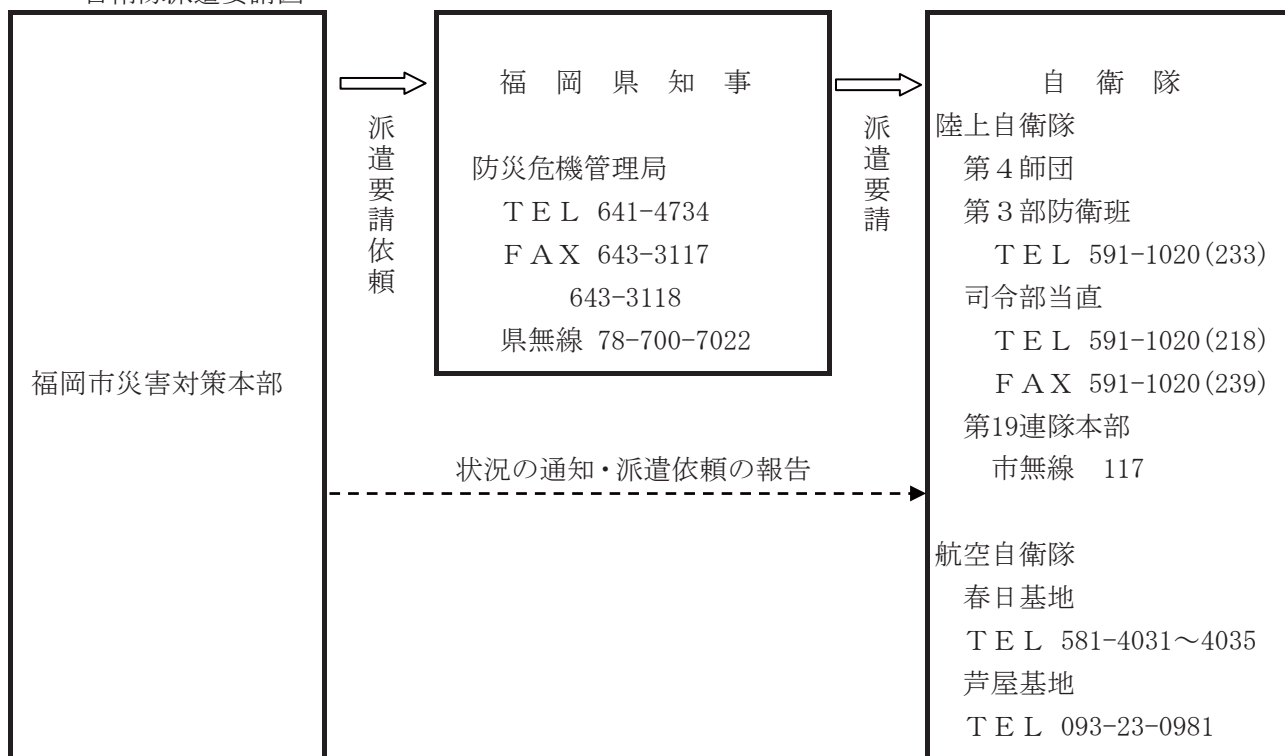
(2) 派遣要請基準

- ① 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため急を要し、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- ② 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

(3) 派遣要請依頼手続

① 要請系統

自衛隊派遣要請図



- ② 自衛隊の派遣を必要とすると判断したときは、災害対策本部長の指示により直ちに福岡県知事（県防災危機管理局）に自衛隊の災害派遣を依頼する。
- ③ 福岡県知事へ依頼する場合は、次の次項を電話又は口頭により明確にする。文書による依頼は、電話又は口頭による依頼の後に整える。
 - 1) 災害の情况及び派遣を要請する理由
 - 2) 派遣を希望する期間
 - 3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - 4) その他参考となるべき事項
- ④ 福岡県知事へ派遣の依頼を行ったときは、陸上自衛隊第4師団（第3部防衛班）へもその旨を連絡する。
この場合において、必要に応じて、その旨及び必要とする地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。
- ⑤ 福岡県知事への依頼をすることが困難である場合は、直接陸上自衛隊第4師団（第3部防衛班）に対し、福岡県知事へ依頼することができない旨及びその時点での災害の状況等を連絡する。

(4) 自衛隊の活動内容

① 一般任務

- 1) 自衛隊は主として「人命救助及び生活救援」のため関係公共機関等と協力して行動する。
- 2) 派遣要請を受けた指定部隊等の長は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等の派遣その他必要な措置をとる。
また、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し要請をまついとまがないときは、指定部隊等の長は、独自の判断に基づいて派遣することがある。

② 災害派遣時に実施する作業

災害派遣時に実施する作業等は災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、派遣要請の内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

1) 被害状況の把握

福岡県知事等からの要請があったとき又は指定部隊等の長が必要と認めた場合は、所要の車両、航空機等状況に適した手段によって調査を行って被害等の状況を把握する。

- 2) 避難救助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- 3) 避難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
- 4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊等に対しては、土のう作成、運搬、積込等の水防活動を行う。
- 5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車、その他の防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常市町村が負担する。
- 6) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
- 7) 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の遂行に支障をきたさない限度において部外の通信を支援する。
- 8) 診察、防疫、病虫害防除等の支援

特に要請があった場合には、被災者の応急診察、防疫、病虫害防除の支援を行うが、薬剤等は県市町村が負担する。
- 9) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援物資の緊急輸送を支援する。この場合、航空機による輸送は特に緊急と認めるものについて行う。
- 10) 炊飯及び給水の支援

要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は炊飯及び給水の支援を行う。
- 11) 救援物資の無償又は譲与

要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき救援物資を無償貸付し又は譲与する。
- 12) 交通規制の支援

主として救援中の自衛隊車両の交通がふくそうする地点において自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
- 13) その他

その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能なものについては協議のうえ所要の措置をとる。
- ③ 出動部隊の勢力、編成、装備

自衛隊は、陸、海、空、自衛隊相互に連絡調整し、災害派遣の任務及び作業の内容に適する勢力、編成、装備をもって出動する。
- ④ 自衛隊の部隊等相互の関係
 - 1) 自衛隊相互の関係は「協力関係」である。
 - 2) 陸上自衛隊

ア 第4師団長は、師団長の行う災害派遣（計画、準備及び実施）に関し、福岡、佐賀、長崎及び大分の各県の所在する陸上自衛隊の部隊等を指揮する。

イ 各指定部隊等の長は、その駐とん地に所在する部隊等を指揮する。
 - 3) 航空自衛隊

芦屋及び築城基地司令は、それぞれ芦屋及び築城基地に所在する全部隊を指揮する。

西部航空方面隊司令官は春日基地に所在する全部隊を指揮する。
- ⑤ 災害の規模等に応ずる部隊等の行動
 - 1) 陸上自衛隊

ア 小規模な災害に対して各地域に駐とんする部隊をもって対処する。

イ 大規模な災害に対しては、まず各地域に駐とんする部隊をもって対処し所要によって他部隊等をもって増援するとともに必要に応じ第4師団長が統一指揮する。状況により、他師団の部隊の増援をうける。
 - 2) 海上自衛隊

海上の警備及び人員作業資材の輸送を行う（海上自衛隊佐世保地方総監部-佐世保市）

3) 航空自衛隊

航空機の派遣を要する場合

ア 芦屋又は築城基地司令に要請する。

イ 要請先部隊の選択が困難な場合は、もよりの部隊(西部航空方面隊司令部, 芦屋基地, 築城基地)に連絡する。連絡を受けた部隊が最も適当と認める部隊に要請を伝達する。

(5) 災害派遣部隊に対する協力

- ① 自衛隊の災害派遣を要請した場合、派遣部隊が他の救援に任ずる機関と密接に協力して円滑効率的な活動ができるよう措置する。
- ② 派遣部隊の行動等に必要な施設資材等は準備して提供する。
- ③ 要請者側の準備する主要資器材の基準(資料編 118 頁)

(6) 災害派遣の撤収要請

災害の救援が他の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しないと認められる場合は、派遣部隊の長と協議のうえ撤収を要請する。

① 「撤収要請書」記載事項

ア 撤収の日時

平成 年 月 日 時 分

イ 撤収要請の事由

ウ 事故の有無

エ 派遣人員, 機材及び従事作業内容

(人員機材)

(作業内容)

オ その他

(7) 経費の負担区分

自衛隊の災害派遣に伴う経費はおおむね次の事項について派遣を受けた市町村が負担するものとし、細部については派遣を命じた部隊等の長と福岡県知事, 市町村長と協議して定める。

- ① 派遣部隊の宿舎に必要な土地建物等の借上料
- ② 派遣部隊の宿舎及び救援活動に伴う光熱, 水道, 汲取料, 電話及び入浴料等
- ③ 派遣部隊の救援活動に提供する器材等の購入借上げ又は修理費
- ④ 無作為による損害の補償
- ⑤ その他協議により決定したもの

2 広域応援体制

(1) 応援要請先及び主たる応援活動内容

① 災害時相互応援協定(本市が当事者となっているもの)

1) 「21大都市災害時相互応援に関する協定」政令指定都市及び東京都(資料編 356 頁)

- ・食料, 飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ・被災者の救出, 医療, 防疫, 施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ・救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- ・救助及び応急復旧に必要な医療系職, 技術系職, 技能系職等職員の派遣
- ・特に要請があった事項

2) 「九州九都市災害時相互応援に関する協定」九州内県庁所在都市及び政令指定都市(資料編 360 頁)

- ・食糧, 飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ・被災者の救出, 医療, 防疫, 施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ・救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ・特に要請があった事項

3) 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」福岡県内の市町村(資料編 362 頁)

- ・食糧, 飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ・被災者の救出, 医療, 防疫, 施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

- ・ 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- ・ 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- ・ 被災者の一時収容のための施設の提供
- ・ 被災傷病者の受け入れ
- ・ 遺体の火葬のための施設の提供
- ・ ごみ・し尿等の処理のための施設の提供
- ・ ボランティアの受付及び活動調整
- ・ 特に要請のあった事項

4) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ（資料編 365 頁）

② 消防に関する応援体制

1) 消防組織法第39条に基づくもの

2) 消防組織法第44条に基づくもの

③ 各業務関係協定（本市が当事者になっているもの）

1) 「18大都市水道局災害相互応援に関する覚書」（①—1）に基づくもの（資料編 151 頁）

2) 「九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書」（①—2）に基づくもの（資料編 153 頁）

④ 福岡県の応援協定（福岡県が当事者になっているもの）

1) 「九州・山口9県災害時相互応援協定」

- ・ 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ・ 食糧，飲料水及び生活必需品の提供
- ・ 避難・収容施設及び住宅の提供
- ・ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ・ 医療支援
- ・ その他災害応急措置の応援のため必要な事項

2) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

（ブロック協定のみで対応ができないときの全国的な応援体制）

⑤ 法律に基づく応援要請

1) 指定地方行政機関の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）

2) 他の市町村又は県の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

3) 知事に対する職員の派遣の斡旋（災害対策基本法第30条）

4) 他の市町村長等に対する応援の要求（災害対策基本法第67条）

5) 都道府県知事に対する応援の要求（災害対策基本法第68条）

⑥ 福岡都市圏構成市町村（9市8町）との連携

災害予防についての連絡調整をはじめ，災害情報の交換と応急対策について連携ができる体制の構築を図る。

一般廃棄物（ごみ，し尿）の処理については，状況に応じ，本市近郊市町との相互協力のもとに実施する。

(2) 応援要請基準

災害発生時において，本市のみでは対応が困難な場合に行う。

(3) 応援を求める活動の概要

応援を要請する業務内容はおおむね次のとおりとし，応援要請先の活動に応じて要請する。

- ① 救助，救出活動
- ② 消火活動
- ③ 食料，日用品等の提供
- ④ 医療・保健活動
- ⑤ 給水活動
- ⑥ ライフラインの応急復旧活動
- ⑦ 被災建築物応急危険度判定
- ⑧ その他必要な活動

(4) 応援要請の手順

- ① 災害対策本部の各部署は，その担当する災害応急対策について他都市等の応援を必要とするときは，直ちに災害対策本部総括部に対し，応援を必要とする業務の概要を報告する。

- ② 災害対策本部総括部は、全体の被害状況及び市の活動状況を推測・勘案し、応援要請の可否を判断する。
- ③ 応援要請を行う場合は、概ね次の事項を明らかにし、電話等によって要請を行う。文書によって要請する必要がある場合は、後日速やかに整える。
 - 1) 被害の状況，その時点での対応状況
 - 2) 必要な物資の品目名，数量
 - 3) 必要な人員
 - 4) 応援物資，人員の集結場所，経路
 - 5) 応援を必要とする期間の見込み
- (5) 応援の受入れ
 - ① 応援活動の調整
他都市等の活動の調整は，その活動内容に応じて各部において行う。
 - ② 応援の活動拠点等
応援隊の職員の宿泊，活動の拠点は，被害が軽微な地域にある市の宿泊可能施設をもって充て，不足する場合は周辺市町村を含む公共施設，公的宿泊施設の借上等によって対応する。そのほか消防車両等の受入については，各消防署はもとより市の施設（図書館，博物館等）を活用するとともに，民間施設の活用や燃料の補給など民間企業等への協力を積極的に求める。
応援職員の食料，飲料水等については，対策本部において準備する。
 - ③ 活動に要する資機材等
応援活動に必要な資機材等については，活動内容に応じて各部において準備する。

第4 災害救助法の適用（保健福祉局，市民局，各局，県）

災害救助法は，市町村からの被害情報に基づき，都道府県が適用する。

本市で災害が発生した場合，迅速かつ正確に管内の被害状況を収集把握の上，福岡県に報告しなければならない。

- 災害救助法の適用基準等について（資料編 421 頁）

1 報告を必要とする災害

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの
- (2) 災害による被害は当初は軽微であっても，その被害が拡大するおそれがあり災害救助法の適用基準に該当する見込みのある程度のもの
- (3) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められる程度のもの。
- (4) その他特に報告の指示があったもの。

2 報告の時期，内容，要領及び方法

災害救助法の適用にあたっては，発生報告，中間報告，決定報告等，災害の経過に応じて，適宜状況を県に報告しなければならない。

とくに，災害の発生時に行う発生報告は，迅速に行う必要がある。

3 災害救助法適用に係る帳票類の整備

災害救助法の適用にあたっては，り災者名簿，避難所設置及び収容状況に関する書類，炊出し給与状況書類等，救助の種類ごとに帳票類の整備が必要である。

各部においては，救助の実施とあわせ，それぞれ適切な書類の整備に努めなければならない。

第2節 情報の収集・伝達

(市民局, 消防局, 財政局, 道路下水道局, 水道局, 港湾局, 区役所, 気象台, 県警察本部, 福岡県, 九州電力, JR九州, JR西日本, 九州地方整備局, NTT, 西日本高速道路株式会社, 福岡北九州高速道路公社, 海上保安部)

災害時における気象通報, 災害情報及び災害応急対策上の指令, 命令等の収集, 伝達, 報告通知及び要請等を迅速, 確実に実施し, 通信の確保を期するための計画である。

1 福岡管区気象台が発表する注意報・警報・情報等

気象, 水防, 火災等に関する注意報・警報・情報等の収集, 伝達は次の伝達要領, 伝達系統をもって行う。

(1) 収集, 伝達要領

- ① 福岡管区気象台から通報される注意報・警報・情報等は別紙系統図により伝達される。(資料編 83 頁)
- ② 消防局で収集, 受信した災害情報等は直ちに総括部(市民局防災・危機管理課)へ伝達する。
- ③ 総括部長(市民局長)は, 注意報・警報・情報等を受信した場合は速かに本部長(市長)に報告し, それに対応する必要な防災指令を各部(局)及び各区本部へ伝達する。
解除された場合もこの要領による。
- ④ 総括部から各部及び各区本部への伝達は, 電話, 防災行政無線, 庁内放送又は文書等をもって行う。
- ⑤ 注意報・警報・情報等の伝達を受けた各部長(各局長)及び各区本部長は速かにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係出先機関へも伝達, 指令する。
- ⑥ その他各区本部, 班の職員は総括部長より注意報・警報・情報等の伝達を受けた後は, 刻々と推移する状況について報道機関等の報道を聴取するよう努め, その内容に応じた適切な措置を講ずる。

2 防災気象情報システムからの情報等

福岡県との連携を強化し, 雨量・河川水位(自動監視), ダムの放流等に関する情報を即時に収集できる体制を整備する。

収集した情報については, 迅速的確な防災活動や住民の避難準備行動を支援するため, ホームページや防災メール, インターネットFAXなどにより, 適切に情報提供を行う。

(1) 防災気象情報システム

福岡市防災気象情報システムにより, 雨量(30箇所)や河川水位(20箇所), 河川監視カメラ(21箇所)の情報を収集する。

(2) 防災・危機管理ホームページ

5分毎の雨量, 市内主要河川の水位及びライブカメラ情報を提供するとともに, 気象注意報・警報や気象レーダー等の情報提供を行う。

(3) 防災メール

平常時のお知らせ情報や災害時避難勧告等の緊急情報, 気象情報, 地震情報, 津波予報, 河川水位情報, 光化学オキシダント情報等を携帯電話やパソコンへ自動配信する。

(4) 緊急速報メール

防災メールの情報のうち, 避難勧告などの特に緊急を要する情報については「エリアメール(NTTドコモ)」をはじめとする緊急速報メールサービスによって情報提供する。

(5) ツイッター(ソーシャルネットワークサービス)

情報伝達の多重化の一つとして, ソーシャルネットワークサービスのツイッターにより緊急情報を提供する。

(6) インターネットFAX

各区役所・出張所に設置しているインターネットFAXの活用を促進し, 区役所から地域等への避難勧告等の情報伝達を強化する。

3 災害映像情報の収集

福岡タワー高所監視カメラ，ヘリコプター画像伝送システムを活用し，災害に関する映像情報を収集し，災害対策に資する。

4 被害情報等の収集・伝達

(1) 収集・報告の要領

災害に伴う災害情報，被害状況の収集及び報告については法令等に特別の定めがある場合のほか，以下に定めるところによる。従って，各部の防災主任は，あらゆる手段を用いて状況を収集把握し，被害状況が確定するまでの間，福岡市災害対応支援システム等により災害対策本部あて報告するものである。

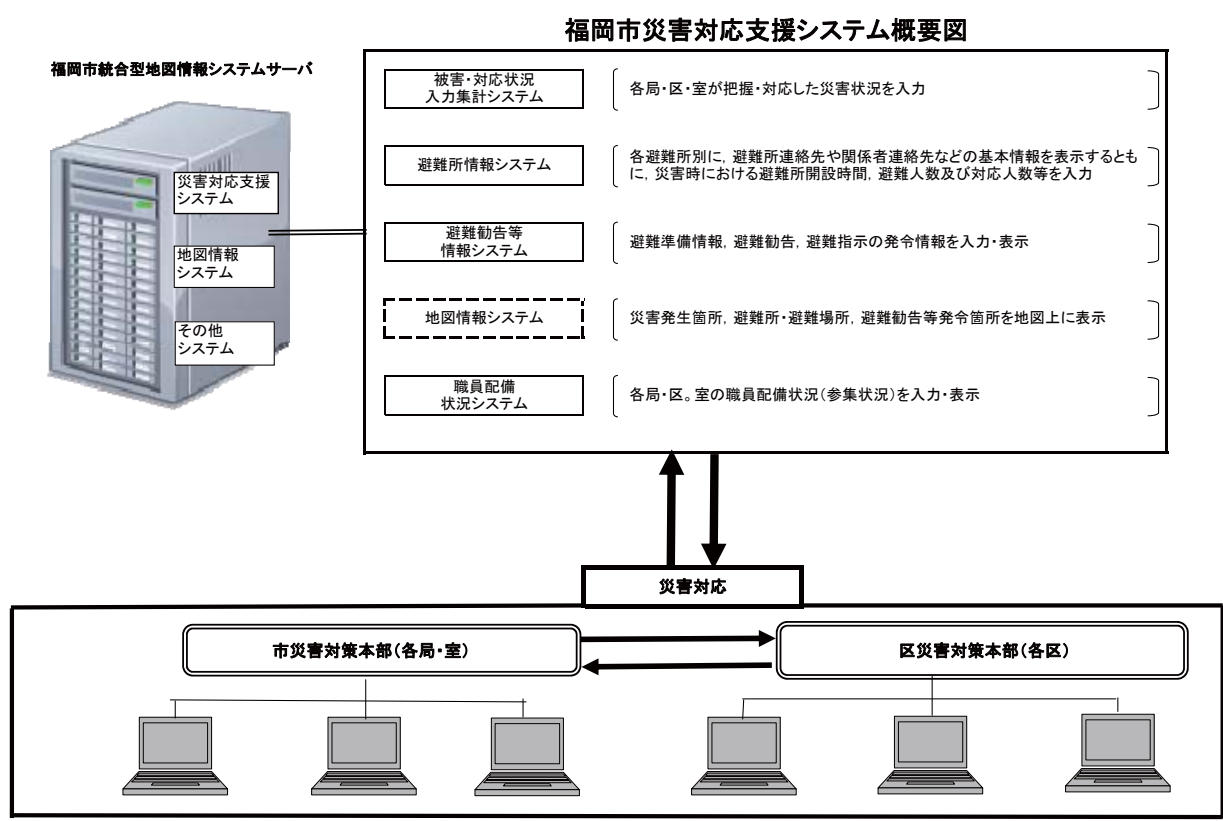
なお，これら収集及び報告は，災害対策の基礎資料となるものであるから迅速かつ的確に実施することを要する。

次に掲げる事項についても調査報告を行う。

- ① 災害の概況（原因，とき，ところ）
- ② 消防，水防機関等の出動状況
- ③ 避難の準備勧告又は指示の状況
- ④ 住民の避難の状況
- ⑤ 救助活動の状況
- ⑥ 応急措置の状況
- ⑦ その他必要な事項

(2) 情報の入力

各部及び各区災害対策本部は，それぞれが所管する被害状況等を「災害対応支援システム」に入力する。なお，入力の際は，「災害対応支援システム」の入力情報を確認するとともに，関係部署と連携し情報の重複入力とならないよう努める。



(3) 県等への報告

災害対策本部において集約した被害情報等については，定期的に又は必要に応じ随時県へ報告する。

(4) 災害による被害・収集マニュアル

区役所所管分については、被害集計を区役所と消防署とが連携して相互に情報交換を行うとともに区役所（区本部）で取りまとめ、被害・収集マニュアルに基づき、災害対策本部に伝達する。

5 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、おおむね次のどちらかを満たす場合である。

- (1) 実効湿度が60%以下でかつ最小湿度が40%以下となり最大風速が7m/s を超える見込みのとき
- (2) 平均風速10m/s 以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

「火災警報」とは、前項に掲げる火災気象通報を市長が受けたとき又は市長が火災の予防上危険であると認めるときに警報を発することができるものである。

6 福岡県が発表する警報・情報等

(1) 水防警報

「水防警報」とは、国土交通大臣又は県知事がそれぞれの指定する河川、海岸又は湖沼に洪水又は、高潮による災害の発生が予想される場合において水防を必要とする旨の警告を発するものをいう。

県知事が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	第一段階 待機	第二段階 準備	第三段階 出勤	第四段階 解除	水防警報 発令者
多々良川	雨水橋 (粕屋町)	はん濫注意水位 (1.4m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (1.4m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (1.4m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (1.4m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	福岡水防 地方本部長
宇美川	片峰新橋 (志免町)	はん濫注意水位 (2.8m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (2.8m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (2.8m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (2.8m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	福岡水防 地方本部長
樋井川	田島橋 (城南区)	はん濫注意水位 (2.6m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (2.6m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (2.6m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (2.6m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	福岡水防 地方本部長
室見川	橋本橋 (西区)	はん濫注意水位 (3.5m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (3.5m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (3.5m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (3.5m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	福岡水防 地方本部長
御笠川	隅田橋 (博多区)	はん濫注意水位 (1.0m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (1.0m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (1.0m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (1.0m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	那珂水防 地方本部長
御笠川	山王橋 (博多区)	はん濫注意水位 (3.5m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (3.5m)を突破する と思われるとき	はん濫注意水位 (3.5m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (3.5m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	那珂水防 地方本部長
那珂川	下日佐 (南区)	はん濫注意水位 (4.29m)に達する と思われるとき	はん濫注意水位 (4.29m)を突破す ると思われるとき	はん濫注意水位 (4.29m)に達し、な お上昇見込のある とき	はん濫注意水位 (4.29m)以下に下って 再び増水のおそれ がないと思われる とき	那珂水防 地方本部長

(2) その他の情報

福岡市及び福岡市に係る広域の気象情報をきめ細かく把握するため、潮位情報等を収集し、その変化に即応した防災対策を行う。

- ① 潮位の観測については、海上保安庁第七管区海上保安本部の検潮器（別表）の記録を収集する。
波浪の観測については暴風時移動観測器を使用する。

(別表)

地区名	観測位置	器種	観測者	備考
玄界灘	福岡市東区 東浜二丁目9番 65号地先	フース型 (長期間)	福岡海上保安部	基準面 平均水面下 -1.10m 既往最高潮位 +2.84m H3.9.27

7 福岡県と気象庁が共同して行う洪水予報・警報

水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定による洪水予報及び警報は、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。

- (1) 指定河川洪水予報とは、福岡県と気象庁が共同し、河川を特定して発表する雨量・水位の状況や予測をいう。
(2) 洪水予報の種類

洪水予報には警報・注意報があり、以下のときに発表する。

はん濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報実施区間内ではん濫が発生したときに発表する。
はん濫危険情報 (洪水警報)	洪水予報実施区間内の基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
はん濫警戒情報 (洪水警報)	洪水予報実施区間内の基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが予想される時、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想される時
はん濫注意情報 (洪水注意報)	洪水予報実施区間内の基準地点の水位が一定時間後にはん濫注意水位を超えることが予想される時、あるいは、はん濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想される時

(3) 洪水予報指定河川

水系名	河川名	実施区間	基準点
御笠川	御笠川	左岸：福岡県福岡市博多区東光寺町2丁目7番地先から海まで 右岸：福岡県福岡市博多区東那珂1丁目6番地先から海まで	山王橋

河川	観測所名	位置 (緯度経度)	所在地	平常水位 m	水防団 待機水位 m	はん濫 注意水位 m	避難判 断水位 m	はん濫 危険水位 m
御笠川	山王橋 さんのうばし	N 33° 35' 05" E 130° 26' 01"	博多区東比恵4 丁目地内	0.46	2.60	3.50	4.10	4.70

8 福岡県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報

福岡県と気象庁は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の規定に基づく大雨警報の解説と、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条及び第55条に基づく地域防災活動に即した市町村への通知を統合した土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(2) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害に対する避難勧告・避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にする。しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

9 雨量情報

集中豪雨の例にみる局地的な雨の降り方をいち早く地域的にとらえ、防災対策に役立てるため、中小河川の上流域及び各区役所等に雨量観測所を設定し、雨量観測を行う。

10 通信

(1) 防災行政無線

災害時における情報の収集、緊急指令等、災害応急対策を迅速、的確に行うため、公民館等設置の防災行政無線の有効活用とともに一般電話の不通状態における情報収集等に活用する。

(2) 全庁LANの活用

行政情報通信網を活用して、県からの防災気象情報等（一般気象、降雨、台風、高潮）を、リアルタイムで机上のパソコンへ画像等の情報を送り、災害に即応できる態勢づくりを推進する。

(3) 他機関の通信設備の優先利用

災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、次の機関と協定により通信設備を優先利用することができる。

災害時における緊急通信対象機関名一覧

機 関 名	備 考
福 岡 県 庁	
県 出 先 機 関	
警 察 機 関	
消 防 機 関	
陸 上 自 衛 隊	第四師団司令部・各駐屯部隊
第七管区海上保安本部	申込み窓口・福岡海上保安部
隣 接 市 町 村	
航 空 自 衛 隊	
指 定 地 方 行 政 機 関	災害対策基本法第2条第2項第4号に規定する機関
指 定 地 方 公 共 機 関	〃 第5号に規定する機関

(4) その他の通信施設

- ① 有線通信途絶時の場合には、市関係の無線局を開局し、有線通信途絶地域に移動局を派遣し連絡にあたる。
- ② 福岡地区非常無線通信協議会（事務局、福岡県消防防災課）福岡市内無線局、アマチュア無線局に協力を要請する。

(5) 非常無線通信の利用

非常災害で有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通報等の発信を依頼することができるので、平常から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常無線通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。

① 非常無線通信をすることができる通信内容は次のとおりである。

- 1) 人命の救助に関するもの。
- 2) 水火災の予報（主要河川の水位に関するものを含む。）及び天災その他の災害状況に関するもの。
- 3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料。
- 4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常無線通信を行わせる場合の指令及びその他指令（電波法第74条）
- 5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- 6) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- 7) 遭難者の救助に関するもの。
- 8) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- 9) 鉄道線路、道路、電力設備、通信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- 10) 災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分輸送に関するもの。
- 11) 災害救助法第24条に基づき都道府県知事から、医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。
- 12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信所又は放送局が発表するもの。

② 非常通報の頼信手続

非常災害時には、各無線とも自局の業務に忙殺されることが多いので、頼信する場合は、電文は簡単明りょうにすることが肝要である。このため1通の電文字数は200字以内とし、必要によっては何通でも頼信することができる。

頼信にあつては、次の事項を電報頼信紙その他適宜用紙「かたかな」で無線局に依頼するものとする。

- 1) あて先の住所、氏名（電話があれば番号）
- 2) 本文
- 3) 発信人の住所、氏名（電話があれば番号）
- 4) 余白に「非常」（ヒジョウ）と必ず記入すること。

(6) 災害時優先電話

災害時に重要な防災関係機関へ電話をかけるときは、指定された回線を使用するとともに、今後優先携帯電話の活用や防災担当箇所での災害時優先電話の充実を図る。

第3節 災害時の広報

市民等に対し、災害の状況、応急対策実施の状況、生活情報等を通知し、混乱を防止し、市民生活の安定を図る。

広報に当たっては、速やかな伝達、混乱の回避、市民ニーズ、要援護者に留意して行うとともに、様々なメディアの活用を図る。

また、市外への援助等の呼びかけ等のために情報を発信する。

第1 実施機関及び広報事項（市民局，市長室，区役所）

被災者等が必要とする情報を、関係機関の協力を得ながら広報を行う。

1 実施方針

- (1) 災害対策本部は、市民生活に必要な事項を中心として総合的な広報活動を行う。
- (2) 各防災関係機関等は、それぞれの活動に関連して必要な事項を広報する。

2 広報事項

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 災害情報 | (7) 本市施設の開閉状況 |
| (2) 被害状況(断水状況含む) | (8) 市立学校の状況(休校等) |
| (3) 避難場所の情報 | (9) 避難状況 |
| (4) 本市の防災態勢 | (10) 災害復旧状況 |
| (5) 医療機関の情報 | (11) その他 |
| (6) 市営交通機関及び都市高速の運行状況 | |

3 市外への情報提供

市外各地に対して、被害の状況、復旧の状況、支援の呼びかけ等の広報を行う。

第2 広報の方法（市民局，市長室，保健福祉局，総務企画局，区役所）

広報に当たっては、報道機関の協力のほか、広報車、広報紙、ホームページ等により行う。

1 広報の種類等

(1) 緊急時の広報

初動活動時その他緊急時において、避難情報、住民への指示事項等を住民等へ広報を必要とするときは、総括部の指示により、報道機関への情報提供及び放送要請、広報車、ホームページ、防災メール、インターネットFAX等により住民への周知を行う。

(2) 随時又は臨時の広報

被害状況、応急復旧状況、生活関連情報等については、定期的に、又は必要により随時に報道機関への情報提供、広報車、広報紙、ホームページ、防災メール等により住民等へ広報を行う。

2 広報の手順

- (1) 災害対策本部総括部において、広報活動に必要な情報を集約し、広報を行う。
- (2) 各部又は区災害対策本部は、応急対策活動、支援活動により必要となる市民等への周知事項、被災者への支援措置等について、災害対策本部総括部へ依頼する。依頼は、原則として文書により行うものとし、緊急を要する場合は口頭で行う。
- (3) 事態が切迫している場合は、NHKに対し緊急警報放送の要請を行う。

3 広報の手段

(1) 報道機関への情報提供、広報の要請

- ① 定期的に又は随時に、記者発表又は資料提供等により報道機関に情報を提供する。
- ② 「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、市内各放送局に対し、電話で放送要請を予告したのち、放送依頼を行う。

(2) 広報車等による広報

避難勧告、警戒区域の設定等、緊急に地域住民に広報の必要がある場合、その他必要に応じて、市広報車、その他の車両等により巡回して周知する。

なお、広報車両については、「災害警戒中」等の表示を行い、地域住民等への注意喚起を行う。

(3) 災害広報紙等の発行

- ① 災害状況等により必要な場合は、被害状況、応急対策状況、市民への留意事項、生活関連情報、復旧状況等を市民に周知するため、臨時広報誌を発行する。
- ② 災害広報紙は、避難所、その他避難者等の集まる場所で配布するほか、必要な場合は各住戸に配布する。

(4) その他の広報の手段

- ① 掲示板等の掲示
市災害対策本部、区災害対策本部その他必要な場所において、生活関連情報、応急対策状況等について掲示するほか、有線放送施設を活用する。
- ② 防災ホームページによる情報発信
防災ホームページにより、被害状況、応急対策状況、復旧状況、生活関連情報等を発信する。
- ③ 防災メールによる情報配信
防災メール登録者へ避難勧告など福岡市で必要と判断した緊急情報を配信する。
- ④ 緊急速報メール
防災メールの情報のうち、避難勧告などの特に緊急を要する情報については「エリアメール（NTTドコモ）」をはじめとする緊急速報メールサービスによって情報提供する。
- ⑤ ツイッター（ソーシャルネットワークサービス）
防災メールの情報のうち、地震速報や気象警報その他の緊急情報をツイッターによって自動発信する。
- ⑥ 危険が想定される河川流域（御笠川、宇美川）へ平成15年度に設置した有線放送（屋外拡声器）やサイレンの有効活用を図る。
また、上記設備の一部移設も含め、樋井川や多々良川へ警報装置を設置する。
- ⑦ 街頭ビジョンによる情報の発信
大規模災害時に天神地区・博多駅地区に設置された街頭ビジョンを活用し、来街者等への避難場所等の防災情報を放映する。
情報提供にあたっては、外国人への配慮から多言語化を行う。
- ⑧ インターネットFAX
各区役所・出張所に設置しているインターネットFAXの活用を促進し、区役所から地域等へ、避難勧告等の情報伝達を強化する。

4 要援護者への配慮

災害時に音声又は文字による情報伝達や情報の理解が困難な人々に対する情報の伝達方法の確立を図っていく。

(1) 広報の方法及び内容上の配慮

広報に当たっては、手話、点字、要約筆記、外国語等による広報の実施に配慮するとともに、その内容についても、要援護者が必要とする情報を広報する。

(2) 情報窓口等の設置

障がい者、外国人等に対する情報提供のため、各種機関、団体、ボランティアの協力を得て、必要に応じて、情報提供窓口、相談窓口に通訳等を配置する。

(3) ボランティア等の協力

要援護者への広報の実施に当たっては、各種ボランティア、関係機関・団体、近隣住民等の協力を得る

ものとする。

(4) 人材の確保

手話、点字、要約筆記、外国語等の能力を持った人材の協力が必要不可欠であるため、そのような人材の把握、養成、連携の確保に努める。

5 災害の記録

(1) 災害状況の記録

被害の状況、応急対策の状況等の記録を行い、災害時の広報の資料とするとともに、今後の防災対策に資する。災害の記録は、写真、ビデオのほか、各部における文書の記録を収集する。

(2) 記録の方法

各災害応急対策の実施に際して、必要に応じ写真・ビデオ撮影を行うものとする。活動状況等については、後日報告書を作成する。

第3 生活関連情報等（市長室、各局）

被害を受けた被災者、避難者その他の市民等に対し、必要な情報を提供し、各種の問い合わせ・相談に応じる。

1 災害時情報相談窓口

災害の程度に応じ、災害対策本部に市民等からの相談等に応じるため情報相談窓口を設置する。

(1) 情報提供事項

- ① 被災状況、安否確認情報
- ② 支援措置の状況
- ③ 生活関連情報

(2) 相談事項

- ① 住宅に関する事項
- ② 法律問題に関する事項

2 安否確認情報

(1) 安否情報の集約

安否情報は、避難状況、行方不明者等の状況等から確認する。

- ① 避難者
避難所の避難者名簿を集約する。
- ② 行方不明者
避難所、区役所等に寄せられた行方不明者の情報を集約する。
- ③ 警察等の行方不明者等の情報
警察署等が調査した行方不明者等の情報を集約する。

(2) 安否情報の提供

- ① 報道機関等への避難者名簿等の提供
- ② 避難者名簿等の閲覧
- ③ その他の方法により提供

3 災害ボランティア情報

災害の程度に応じ、ボランティアの必要性を判断し、ボランティアの要請等のボランティアに関する広報を行う。

(1) 情報提供事項

- ① ボランティアの要請情報（活動内容、期間、人数、場所等）
- ② ボランティア活動実績

第4節 救出、救急計画

(消防局、保健福祉局、財政局、港湾局、海上保安部、県警察、日赤、水難救済会、自衛隊)

風水害又はそれに伴う災害により、次に掲げる状態にある者を救出、救護及び保護するための計画である。

1 対象

- (1) 災害により生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害により生死不明の状態にある者

2 救出救護活動

災害のため救出、救護を要する者が生じた場合、各機関は協力して救出救護活動を行うものとする。なお、救出作業に特殊機械器具、特殊技能者及び瓦礫の下の医療を要する場合には、その旨知事に要請し、自衛隊、海上保安部、福岡県災害派遣医療チーム(以下、「福岡県 DMAT」という。)等関係機関の協力を得る。

3 集団救急事故対策

風水害等より多数の傷病者が集団的に発生したとき、円滑な救急活動が遂行でき、傷病者を迅速に医療機関に搬送し、適切な救急医療が施されるよう関係機関と連絡、協調を図り、有効適切な救護、救命の措置を行う。

(1) 救急医療体制

突発的に発生する集団救急事故に対し迅速かつ適正な医療を行うため、災害拠点病院や福岡市救急病院協会などにおいて、現場に出動する医師及び傷病者を収容する病院を確保するとともに、必要に応じ福岡県 DMAT の現場派遣を知事に要請し、救急医療体制の確立を図る。

(2) 事前措置

救急活動の推進を図るため、医療機関及び防災関係機関と連絡を密にし、必要事項については調整を行い、救急体制を確立する。

(3) 現場消防本部の措置

救急活動を円滑に実施するため、現場消防本部を設置し、活動部隊の指揮、応援部隊の派遣要請、関係機関との連絡、情報の収集、資器材の調整等を行う。

(4) 現場救護所の設置

傷病者の救護、救命を迅速に行うため、現場救護所を設置し、傷病者の受付分類、応急処置、搬送先医療機関の指示等を行う。

(5) 隊別活動要領は、別に定める「災害防ぎょ活動の指針」による。

4 救急空輸搬送先医療機関

救急空輸搬送先医療機関 (災害拠点病院) (資料編 145 頁)

5 特殊技能者

- (1) 潜水夫を要請する場合 (資料編 146 頁)
- (2) 水難救助技能者を要請する場合 (資料編 146 頁)

6 福岡県 DMAT

福岡県 DMAT 指定病院一覧表 (資料編 146 頁)

7 救出

- (1) 車両等一覧表 (資料編 147 頁)
- (2) 舟艇一覧表 (資料編 148 頁)

8 惨事ストレス対策

- (1) 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- (2) 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第5節 保健医療及び助産計画（保健福祉局，こども未来局，消防局，区役所，日赤）

災害等のため医療機能が混乱したり，り災地の住民が医療を受けられなくなった場合に，り災者に対し応急的に医療又は助産を行うための計画である。

1 医療及び助産の対象

医療又は助産を必要とする状態にもかかわらず災害等のため医療及び助産を受けられなくなった者

2 医療及び助産の範囲

(1) 医療の範囲

- ① 診 察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置，手術その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看 護

(2) 助産の範囲

- ① 分べんの介助
- ② 分べん前後の処置
- ③ 脱脂綿，ガーゼその他衛生材料の支給
- ④ 病院，診療所又は助産所への収容
- ⑤ 看 護

3 医療及び助産活動

(1) 救護班の編成基準

医師，看護師，保健師又は，助産師，薬剤師等により編成するものとし，各班の人数は災害の規模等により適宜定める。

(2) 救護班の編成表（資料編 191 頁）

(3) 救護所の設置

被災現場等での医療及び助産活動などを行うため，次に掲げる場所に救護所を設置する。

- ① 避難所において救護所の設置を必要とする場合（「第6節 避難対策」を参照）
- ② 被災地の中心点

(4) 医療機関の協力

救護班による応急手当後又は救護班による救護ができない者は，救急病院，官公立病院・災害拠点病院及びその他の病院，診療所の協力による救護活動を行う。

- ① 救急告示病院等一覧表（資料編 195 頁）
- ② 官公立等主要病院一覧表（資料編 196 頁）
- ③ 現場派遣病院及び収容病院編成表（資料編 145 頁）
- ④ 福岡市救急病院協会班編成表（資料編 144 頁）
- ⑤ 福岡県内の災害拠点病院及び施設，設備の状況（資料編 197 頁）

(5) 医療及び助産の指示

救護班活動以外の医療機関への委託は原則として災害対策本部長の発行する「入院（通院）指示書」により救護活動を行う。

(6) 医療及び助産の期間

- ① 医療については，災害発生の日から 14 日以内
- ② 助産については，分べんの日から 7 日以内
但し，災害対策本部長が必要と認めるときは，その期間を延長することができる。

(7) 医療及び助産のための費用

医療及び助産に要する経費は原則として災害対策本部の負担とするが、その範囲は概ね次のとおりとする。

- ① 救護活動により使用した薬剤，治療材料及び医療器具破損等の実費
- ② 医療機関による治療は，社会保険診療報酬による額以内
- ③ 施術者による場合は，地域における協定料金の額以内
- ④ 産院，その他の医療機関及び助産師による場合は，地域における慣行料金の8割以内の額

4 医療助産活動に要する携行器材等

- (1) 福岡市救急病院協会器具表 (資料編 193 頁)
- (2) 医療用装備基準 (資料編 194 頁)
- (3) 助産用装備基準 (資料編 196 頁)
- (4) 救護班装備基準 (資料編 196 頁)

5 医薬品及び医療機器取扱店一覧表 (資料編 197 頁)

6 血液センター一覧表 (資料編 198 頁)

- 7 救護班に必要な車輛 24 台
- (内訳) 1 班当たり 1 台 22 台
- 連絡用 2 台

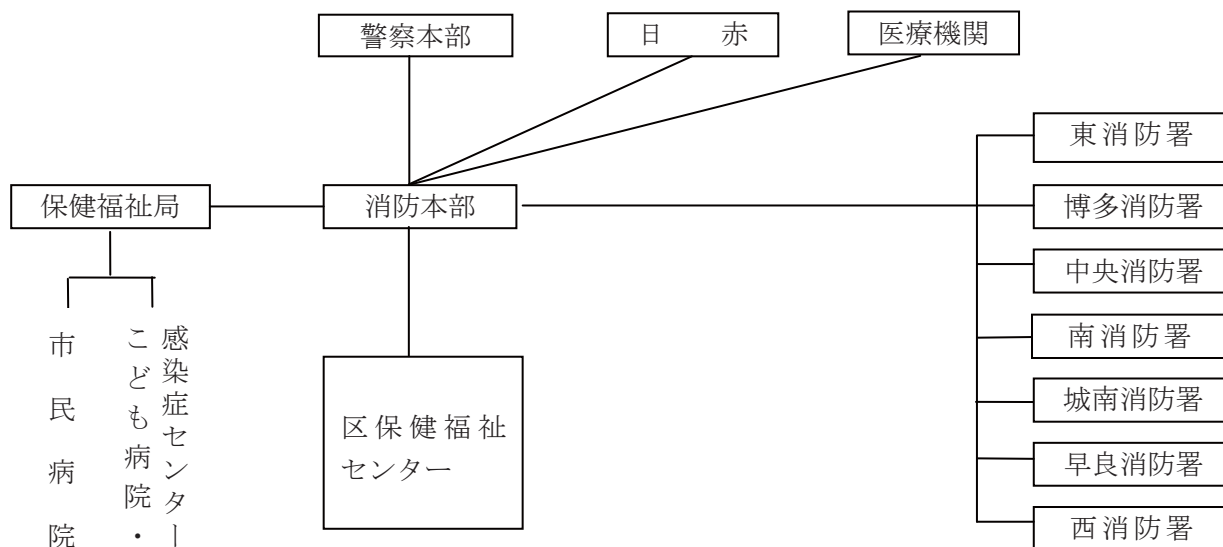
不足車輛については，「輸送計画」による車輛を借上げる。

8 避難所における健康管理，健康相談等

- (1) 避難所での衛生の確保，健康の維持のため，保健師等の巡回派遣等による健康相談を行う。
- (2) 被災者及び従事職員のストレス等のメンタルヘルス対策のため，精神科医等の相談活動を行う。
- (3) 服薬治療中の精神障がい者のために，精神医療の確保に努める。

9 救急業務

(1) 救急体制及び連絡系統



(2) 救急隊の編成

救急隊は消防法施行令第44条に基づき、原則として、救急車1台及び救急隊員3人以上、又は、ヘリコプター1機及び救急隊員2人以上をもって編成する。

(3) 医療機関等との協調

- ① 救急業務を迅速、的確に運用できるよう災害拠点病院や福岡市救急病院協会（事務局は消防局救急課）の協力体制を確立している。
- ② 救急指定医療機関以外の医療機関についてもその所在地等の実態は握に努め、大災害の場合の救急業務体制を確立する。
- ③ 「日赤」と連携を保ち、災害現場における救護所の設営及び医療活動の実施に必要な医療品等の搬送について対策を講じる。

(4) 救急活動

上記のほか、救急活動については「第4節 救出、救急計画」による。

第6節 避難対策

(保健福祉局, 住宅都市局, 道路下水道局, 消防局, 教育委員会, 区役所, 県警察, 海上保安部, 自衛隊)

災害のために住民の生命, 身体が危険な状態にある場合, これを保護するため避難を勧告, 指示し, 安全に避難させるとともに避難者及び居住の場所を失った者を一時的に収容するための計画である。

1 避難の勧告・指示権者

指示権者	勧告権者	根拠法	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告又は指示の対象	勧告又は指示の内容	取るべき措置
市長 (委任を受けた吏員)	市長 (委任を受けた吏員)	災対法第60条	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し, その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者, 滞在者, その他の者	①立ち退きの勧告・指示 ②立ち退き先の指示	県知事に報告
知事 (委任を受けた吏員)		災対法第60条	・災害が発生した場合において, 当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同 上	同 上	事務代行の公示
警察官		災対法第61条 警察官職務執行法第4条第1項	全災害 ・市町村長が避難のため立ち退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において, 特に急を要する場合	必要と認める地域の居住者, 滞在者, その他の者・危害を受けるおそれのある者	①立ち退きの指示 ②避難の措置 (特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は, 市長に通知(市長は知事に報告)
海上保安官		災対法第61条	全災害 ・市町村長が避難のため立ち退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき	必要と認める地域の居住者, 滞在者, その他の者	立ち退き指示	市町村長に通知(市長は知事に報告)
自衛官		自衛隊法第94条	・危険な事態がある場合において, 特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(*1)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 (その命を受けた職員)		地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた職員) 水防管理者		水防法第29条	洪水又は高潮による災害 ・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同 上	同 上	その区域を管轄する警察署長に通知(*2)

※1 警察官がその場にはない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。

※2 水防管理者が行った場合に限る。

(注) 1 「勧告」とは, その地域の住民が, その「勧告」を尊重することを期待して, 避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。
2 「指示」とは, 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ, 「勧告」よりも拘束力が強く, 住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

2 避難勧告等の発令の判断基準

避難準備情報、避難の勧告及び指示を行う場合、気象警報等や水位状況等を参考に、災害の推移によって、次のように基準を定める。

(1) 避難勧告等を行う場合の判断基準を次のとおり定める。

区分	水 害	土砂災害
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難勧告・指示の発令には至らないものの、人的被害の発生する可能性が高まっており、避難に時間のかかる者に避難を促す必要がある場合。 <input type="checkbox"/> 時間降雨量40mm以上が2時間以上継続し、河川に設置した各水位観測箇所の水位がはん濫注意水位に到達し（洪水予報河川で「はん濫注意情報」が発表）、かつ今後の気象情報等を勘案して、水位の上昇が見込まれる場合。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土砂災害の前兆現象が発見された場合 ※前兆現象は、斜面から小石がぱらぱら落ちる、湧き水が濁る、溪流が急に濁る、雨が降っているのに水位が下がるなどの現象。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通常の行動を行うことができる者が避難行動を開始しなければならない段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合 <input type="checkbox"/> 水位情報周知河川の水位が避難判断水位に到達し（洪水予報河川で「はん濫警戒情報」が発表）、さらに水位の上昇が予想される場合。 <input type="checkbox"/> 河川監視、地域、消防署・団等からの浸水情報を確認した場合。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 前兆現象が発見された場合。 <input type="checkbox"/> 福岡市内の地域に記録的短時間大雨情報が発表された場合。 <input type="checkbox"/> 福岡市に土砂災害警戒情報が発表された場合。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 河川に設置した各水位観測箇所の水位がはん濫危険水位に達した場合に堤防の隣接地等、地域の特性等から、人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された場合。 <input type="checkbox"/> 流域の排水ポンプ場が停止した場合や堤防本体の亀裂、大規模漏水等を確認した場合。 <input type="checkbox"/> 人的被害の発生した状況など。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 近隣で土砂災害が発生し、被害拡大のおそれがあるとき。

【留意すべき事項】

※「平成21年7月中国・九州北部豪雨」時、市内各河川では、はん濫注意水位到達からはん濫危険水位到達までの時間が20分から40分と短時間で急激な上昇を示した状況もあることから、避難勧告等は、水位・雨量情報や地域からの情報などの情報収集を迅速かつ的確に行い総合的に判断して発令する。

※流域面積が小さな河川ほど水位の上昇が早く出るため、本川でははん濫注意水位に達した時刻に支川の流域で避難勧告を発令する場合がある。

(2) 避難勧告等の発令の参考とする情報

① 洪水予報河川※1・水位情報周知河川※2の水位基準点

水系名	河川名	水位観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
多々良川	多々良川※2	多々良橋	2.89m	3.56m	4.07m	4.57m
		雨水橋	1.02m	1.41m	1.68m	2.18m
	須恵川	原田橋		2.78m		3.41m
		津屋本町橋	1.31m	2.00m	2.34m	2.69m
	綿打川※2	綿打橋	カメラのみ設置			
	宇美川※2	田富橋	カメラのみ設置			
		二又瀬橋		1.60m		2.50m
片峰新橋		2.00m	2.80m	3.20m	4.20m	
御笠川	御笠川 ※1※2	山王橋	2.60m	3.50m	4.10m	4.70m
		隅田橋	0.30m	1.00m	1.60m	2.00m
		筒井橋	2.70m	3.50m	4.10m	4.65m
		那珂大橋	カメラのみ設置			
	東光橋	カメラのみ設置				
諸岡川	那珂下原橋		3.30m		3.90m	
那珂川	那珂川※2	博多橋	0.73m	1.65m	1.67m	2.13m
		稲荷橋	2.25m	2.82m	3.01m	3.26m
樋井川	樋井川※2	草香江新橋	1.94m	2.28m	2.71m	3.17m
		田島橋	1.80m	2.60m	2.70m	3.30m
		樋井川橋	2.24m	3.31m	3.74m	4.20m
室見川	室見川※2	橋本橋	3.00m	3.50m	3.70m	3.90m
	金屑川	大原橋		1.62m		2.22m
瑞梅寺川	瑞梅寺川※2	太郎丸橋		2.80m		3.87m

※1 洪水予報河川とは、流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川で、御笠川を洪水予報河川に指定し、県と福岡管区气象台と共同で洪水予報を発表する。
 ※2 水位情報周知河川とは、洪水予報河川以外の河川で、県が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川である。

3 避難準備情報、勧告、指示の伝達

避難準備情報又は避難勧告、指示は関係機関、特に県、市、警察、消防、自衛隊、海上保安部、放送局等と密接なる連絡のもとに災害の実情に即した方法で地域住民に周知徹底を図る。

また、1の実施責任者は、避難準備情報又は避難勧告、指示を発令した場合若しくは、解除した場合は、ただちに、他の実施責任者へも連絡を行うものとする。

(1) 伝達事項

- ① 避難先とその場所
- ② 避難経路
- ③ 避難勧告、指示の理由
- ④ 避難にあたっての注意事項
 - 1) 避難に際しては必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
 - 2) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
 - 3) 避難誘導者は避難者の携帯品を必要最少限度（現金、貴重品、食糧2食程度、タオル、石けん、チリ紙、着替え、懐中電灯、救急薬品、携帯ラジオ等）に制限し避難秩序を乱すことのないように注意すること。
 - 4) 避難者はできるだけ個人の識別が可能となる事項を記したカード等（住所、本籍、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を直接身につけておくこと。
 - 5) 家屋の補強及び家財の整理をする。

(2) 伝達方法

- ① 信号による伝達
 - 1) 警鐘信号
 - 2) サイレン信号

水 系	サイレン設置箇所	箇所数
御笠川水系	博多消防署堅粕出張所，堅粕小学校，博多体育館，御笠川浄化センター，博多消防署板付出張所，隅田集会所，博多消防団金隈格納庫	7カ所
多々良川水系	筥松北公園，原田ポンプ場，社領南公園	3カ所

※避難勧告発表時にサイレンを鳴らす。

- ② 広報車による伝達

必要に応じて広報車を出動させ避難地域を巡回して伝達する。（「第5災害時の広報」参照）
- ③ ラジオ、テレビ放送による伝達

NHK、RKB、KBC、TNC、FBS、TVQ等の協力を得、地域住民に伝達する。
- ④ 有線放送による伝達

有線放送を有する地域は、有線放送を利用して伝達する。
- ⑤ 自治協議会等の伝達員による伝達

避難を勧告、指示したときが、夜間、停電時、又は風雨が激しい場合等において各戸に対し完全に周知徹底することが困難なときは、自治協議会等において伝達する。

(3) 要援護者等への配慮

- ① 地域の支援組織への伝達

避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発表に関する情報は、インターネットFAXにより地域の支援組織へ伝達する。
- ② 音声若しくは文字による情報伝達が困難な者又は日本語の理解が困難な外国人などに対しては、他国語又は適宜な方法による情報伝達に配慮する。

4 避難誘導

- (1) 避難の誘導者は原則として、市長又は福岡県知事の命を受けた職員等、警察官、海上保安官、消防団員、自衛官とし、実施要員が不足する場合においては、自主防災組織要員その他地域住民に協力を求める。
- (2) 避難場所の表示
 避難場所及びその位置を避難住民に徹底させるため、避難場所の標識板を設置する。なお、避難所の標識板については、日本語、英語、中国語、韓国語で表記する。
- (3) 避難順位
 病人、高齢者、乳幼児、妊産婦、子ども、障がい者等を先に避難させる。
- (4) 避難者の移送
 避難者の生命の安全を図るため移送を必要とするときは、「第8輸送計画」により避難救助班が車両、舟艇により移送する。
- (5) 市街地の浸水が始まっている場合など、あらかじめ指定した避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合は、事態の状況等に応じて自宅や隣接建物の2階以上の安全な場所に避難誘導する。

5 避難所

避難所は、避難者を避難又は収容するに足る安全なものである建物、もしくは公園、広場等のうちからあらかじめ定めて置くものとする。

(1) 避難所の選定

避難所は、災害時に避難者を収容する一時避難所及び収容避難所と大火災等における避難に適する広場を有する地区避難場所及び広域避難場所とし、次の区分により選定する。

区 分	用 途	備 考
一時避難所	1人につき2㎡程度の面積を基準として50人以上を収容できる施設	災害時の収容施設
収容避難所	給食設備を有するか、又は応急的に給食設備として利用できる施設があるものであって1人につき4㎡程度の面積を基準として100人以上を収容することができる施設	
地区避難場所	震災及び大火災により、特定の地域において人命に大きな被害が予測される場合、住民が容易に避難し得る至近距離にある場所	震災、大火災時の避難広場
広域避難場所	震災及び大火災により、広域にわたって人命に大きな被害が予測される場合の大規模な避難に適する場所	
その他緊急の場合で、あらかじめ指定された避難所を使用できない場合は、もよりの民間施設、応急仮設テント等を使用する。		

(2) 避難所に収容する者

- ① 災害によって現に被害を受けている者
- ② 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(3) 避難所開設の期間

災害発生の日から7日以内とする。

但し、災害対策本部長が必要と認める場合は、その期間を延長することができる。

避難所として開設した施設について、避難所としての必要がなくなった場合は、区災害対策本部は、ただちに施設管理者に連絡をする。

(4) 避難所・避難場所

- ① 一時避難所 (187 か所)
- ② 収容避難所 (213 か所)
- ③ 地区避難場所 (355 か所)
- ④ 広域避難場所 (24 か所)

(5) 避難所の開設

公民館（合築の場合は老人いこいの家を含む）、学校等の避難所開設をスムーズに行えるよう施設管理者との連絡網の整備に努めるとともに、避難所開設・運営及び避難勧告マニュアルの整備を図る。

なお、避難所の点検・改善を適宜行い、被災状況（大規模な避難等）に応じて避難所等に現地対策本部や臨時の市民相談窓口を開設する。

- ① 開設の手順
 - 1) 災害が発生し、住民の避難が必要であるときは、災害対策本部総括部又は区災害対策本部が、施設管理者の了解を得て、区災害対策本部が開設ができる者へ連絡を取りその協力を得て、開設する。
 - 2) 1) により開設することができない場合、又はそのいとまがないときは、施設管理者が地域住民等の協力を得て、避難所を避難者に開放し、区災害対策本部要員が到着するまでの間避難所としての管理運営行う。
- ② 開設する避難所
 - 1) 災害時に開設する避難所は、あらかじめ指定した避難所のうち、災害の状況、施設の被害状況、周囲の状況等から安全を確認し、開設する。
 - 2) 災害の規模が小さく、避難者数が少ないと判断されるときは、一時避難所を優先して開設し、不足する場合に収容避難所を開設する。
 - 3) 指定避難所だけでは収容できない場合又は、災害の状況や施設の被害状況、周囲の状況等から、市の指定避難所が使用できない場合は、次の施設・場所をその管理者の了解を得て、臨時避難所として使用する。なお、イの取扱いは、別途定める運用基準によることとする。
 - ア 公共施設で、避難者の収容が可能な施設等の借上
 - イ 地域の集会所で避難者の収容が可能な施設
 - ウ テント等の仮設施設の設置が可能な公園等で、安全が確保されている場所
- ③ 避難所受入れ対象者
 - 1) 住家に被害を受け、又は避難勧告等により、日常起居する居住の場所がない者
 - 2) 市内の滞在者で、帰宅が困難な者
- ④ 受入れ期間等
 - 1) 避難所への受入れ期間は、避難者が自己の住宅等に帰宅し、又は仮設住宅等へ入居するまでの間とする。
 - 2) 私立の施設、小・中学校等の教育施設については、原則として施設の本来の用途、応急教育の実施に支障がない範囲及び期間で開設するものとし、優先して他の避難所への移転移送を行うものとする。
- ⑤ 福祉避難所

高齢者や障がい者等、通常の避難所での生活をするのが困難であり、特別な配慮を要する者を収容するための避難所で、事前に市と協定を締結した社会福祉施設の中から、必要に応じ開設を行うものとする。
- ⑥ 災害発生後、住民が自主的に避難所へ避難をしたときは、避難施設の管理者は直ちに区災害対策本部へ連絡し、区災害対策本部の指示を受けて開設する。

(6) 避難所運営の体制

- ① 区災害対策本部要員
 - 1) 避難所運営の統括
 - 2) 災害対策本部各部等との連絡・調整
- ② 施設管理者

避難施設の維持管理、区災害対策本部の職務の補助、協力
- ③ 自主防災組織、ボランティア等の地域住民による自主運営組織

区災害対策本部は、地域住民による自主運営組織が組織されるよう、自主防災組織、町内会長、ボランティア等へ働きかけるものとする。また、女性の視点や声を反映させるため、男性と女性両方の代表者を配置するなど運営体制への女性の参画を図る。

 - 1) 組織の例
 - ア 運営会議（各班の代表者）
 - イ 各班（地域割り、部屋割り）
 - ウ 役割担当班
 - ・食料等配分等担当
 - ・清掃等担当
 - ・警備等担当
 - ・その他
 - 2) 自主運営組織の役割
 - ア 避難施設内の秩序の維持
 - イ 食料、物資の配分、炊き出し等

- ウ 避難所内の衛生の保持
- エ 避難者のニーズの把握
- オ 物資の運搬，炊き出し等避難生活の維持のための援助
- カ 高齢者，障がい者の介護，児童等のケア等

(7) 避難所の設備

災害対策本部は，大規模な災害時など，避難が長期化することが予想される場合には，避難者の食料，日用品，水等のほか，下記の設備・備品等のうち必要なものを調達して各避難所に備える。その際，男女のニーズの違い等，男女の双方の視点に十分配慮するものとする。

- ① 畳，マット，カーペット等
- ② 間仕切り
- ③ 仮設トイレ
- ④ テレビ・ラジオ
- ⑤ 簡易台所，調理用具
- ⑥ エンジン発電機，カセットコンロ，燃料
- ⑦ その他必要な設備，備品（冷暖房機器，洗濯機，シャワー・仮設風呂等）

(8) 避難所の運営

- ① 避難者の把握・報告等
 - 1) 各避難所は，災害発生後，区災害対策本部に対し，避難所に避難をしている人数（概数）及び不足物資等を速報する。ただし，避難者に大きな増減があった場合は，随時報告する。
 - 2) 各避難所において，世帯単位に避難者の状況を調査する。
 - 3) 「避難所開設状況報告書」に基づき，原則として避難者の居住地の町名ごとに「避難者名簿」を作成する。
 - 4) 区災害対策本部に対し，「避難所開設状況報告書」及び「避難者名簿」の写しを送付する。
- ② 避難所内の秩序の維持
避難者の自主運営により，次の事項を処理する。
 - 1) 避難所内での避難者居住区画を画する。その際，プライバシーを確保できる仕切りの工夫を行う。
 - 2) 生活サイクルの確立
 - 3) 男女別の更衣室や仮設トイレ，物干し場の確保
 - 4) 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保
 - 5) その他避難者間の協力体制の確保等
- ③ 避難生活の維持
 - 1) 食料，水，日用品等の配分
(食料，飲料水の配分)
毎食の配布者名簿を作成し，原則一人あたり1日千円以内を目途に，弁当業者に避難所への弁当・お茶の配達を依頼する。（弁当業者は，市内広域に多数の店舗を展開し安定した供給が見込める弁当業者に協力依頼し，店舗一覧を各区に送付している。）
(毛布等の配布)
公民館で保管している毛布に不足がある場合は，区内で保管している毛布を利用する。なおも不足した場合は，日赤福岡市地区本部に協力依頼する。
また，長期の本格避難となる場合は，契約業者へ寝具セットの配送を依頼する。（事前に保健福祉局地域福祉課へ連絡のこと）
(日赤救援物資)
日赤からの救援物資である毛布，緊急セット，タオルセット，医薬品セットについて，必要数を確認の上，日赤福岡市地区本部に依頼し，配布する。
 - 2) 必要物資及び女性，子育てニーズを踏まえた物資等の把握
 - 3) 避難所内の清掃，衛生管理
 - 4) 性犯罪やDV等を防ぐための措置
 - 5) 各種相談窓口，意見箱の設置
- ④ 要援護者への配慮
 - 1) 要援護者の把握
避難者名簿の作成時において，高齢者，障がい者，乳幼児，妊産婦，病弱者等の有無及びその心身の状況を把握する。

また、要援護者が必要とする用具・用品等の把握をし、調達の依頼を行う。

2) 状況の留意

避難所内での要援護者については、区災害対策本部要員、施設管理者が留意するほか、近隣の避難者等の協力を得て、その状況に留意し、必要な介護・援助をする。

3) 必要な措置

避難所での生活が困難であると認められる場合は、ホームヘルパー、保健師等の派遣を行うほか、状況により病院・産院への迅速な搬送や社会福祉施設への入所又は「福祉避難所」への移転を行う。

6 在宅避難者対策

居宅で生活可能な者のうち、食料、水、日用品等の入手が困難な者（在宅避難者）については、避難所入所者に準じた援護措置をとる。

(1) 在宅避難者の把握については、避難所での避難者の把握に準じて、原則として最寄りの避難所で状況を把握する。

(2) 食料等の配給

① 在宅避難者への食料等の配給は、各避難所又は状況により地区の要所で行う。

② 配給の実施期間は、配給の種類に応じて、近隣商店等の再開、水道の供給開始までの期間とする。

第7節 警備・交通対策（県警察，海上保安部）

災害が発生した場合は，直ちに警備体制を確立し，福岡市及びその他の防災関係機関と緊密な連携を図り，次に掲げる事項を重点にして，被災地における治安に万全を期することを基本方針とする。

1 警察の任務の内容

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出救助
- (5) 行方不明者の捜索
- (6) 被災地，危険箇所等の警戒
- (7) 住民に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案等の予防及び取締り
- (9) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集
- (10) 避難路及び緊急輸送路の確保
- (11) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- (12) 民心の安定に必要な広報活動
- (13) 関係機関の応急対策等に対する協力

2 警備体制

- 警察における警備体制及び所掌事務については，各警察署長が別に定める。
- 警察連絡体制（資料編 256 頁）

3 第七管区海上保安本部の任務内容

海上の災害から市民の生命財産を保護し，社会公共の秩序を図るため，災害発生と同時に必要な箇所に巡視船艇等を派遣して，次の措置を講ずる。

- (1) 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保
- (2) 犯罪の予防，取締り
- (3) 関係機関との情報連絡の強化

4 災害防ぎょ活動及び災害救助活動に対する協力

災害が発生し，又は，災害の発生のおそれのある場合，関係機関が行う災害防ぎょ活動及び災害救助活動に対して必要な場合，全面的に協力する。

第8節 輸送計画

第1 輸送計画

（ 財政局， 港湾局， 道路下水道局， 農林水産局， 消防局， 海上保安部，
九州運輸局， 福岡空港事務所， JR九州， 西鉄， 日通， 自衛隊 ）

災害のため，り災者の避難及び災害応急対策並びに災害救助活動に従事する者の移送，物資，機械器具の輸送の確保を図るため，車両，舟艇等を確保し，これを有効適切に利用し各作業に万全を期するための計画である。

1 災害輸送の実施

災害輸送は，災害対策実施各区本部並びに各部が行い，財政部及び港湾部はその輸送手段の調達確保を行う。

2 輸送の種別

災害時における輸送は，災害の状況，輸送路の状況，輸送物資の内容等を十分確かめて，次の種別のうち最も迅速，確実に輸送できる適切な方法をもって行う。

- (1) 乗用自動車，貨物自動車による輸送
- (2) 船舶，舟艇による輸送
- (3) 鉄道，軌道による輸送
- (4) 航空機による輸送
- (5) 人力による輸送

3 輸送力の確保

(1) 災害輸送のための自動車等輸送力の確保は，おおむね次の方法によるものとする。

- ① 市所有の車両等……「第4 救出，救急計画」救出に要する車両等
- ② 公共団体の車両等
- ③ 営業者所有の車両等
- ④ その他の自家用車両等

(2) 調達の方法

- ① 原則として各部保有車（船）による。不足するときは，待機中の他の部保有車（船）から配車（船）使用する。
- ② なお不足する時一時に多数の車両等を必要とする時は，財政部及び港湾部が営業者より調達し各部へ配車する。
- ③ 各部は必要事項を明示の上調達し，用務終了後は，直ちに報告するものとする。
- ④ なお不足する場合には次の機関に依頼し確保する。
 - 1) 日本通運株式会社
 - 2) 九州旅客鉄道株式会社
 - 3) 西日本鉄道株式会社
 - 4) 九州運輸局福岡運輸支局
 - 5) 自衛隊

4 輸 送 力

輸送のための輸送力は，次のとおりである。

(1) 自 動 車

- ① 乗用自動車
- ② 貨物及び特殊自動車（福岡県トラック協会）

(2) 船舶及び舟艇

(3) 鉄道車両

- ① 西日本鉄道株式会社（福岡市地区内）
大牟田線 電車 294 両
貝塚線 〃 35 両
- ② 九州旅客鉄道株式会社（福岡地区内）
気動車 33 両
電車 661 両

(4) 航空機

- ① ヘリコプター保有機関（資料編 223 頁）
- ② ヘリコプター離着陸場（資料編 224 頁）
- ③ 臨時ヘリポートの標示
 - 1) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径 5 m 程度の円を書き、中にHの字を標示する。
 - 2) 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。
- ④ 応援航空機の受援対策（資料編 225 頁）
- ⑤ 危険防止上の留意事項
 - 1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
 - 2) 離着陸地帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
 - 3) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
 - 4) 航空機を中心として半径 20m以内は、火気厳禁とする。

5 費用の基準

- (1) 輸送業者による輸送又は車両等の借上げは、福岡市の地域における国土交通省の認可料金とする。
- (2) 自家用車等の借上げについては、借上謝礼金として、(1)に準じて災害対策本部長が定める。
- (3) 官公庁及び公共機関の所有する車両等の使用については、燃料費負担程度の費用とする。

第2 緊急輸送対策

道路下水道局，交通局，港湾局，消防局，財政局，区役所，県警察，
国道事務所，海上保安部，空港事務所，JR九州，JR西日本，西鉄，
西日本高速道路（株），福岡北九州高速道路公社

災害のため、道路、橋梁、航路及び空路の交通が危険であると認められる場合又は災害が発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全及び災害時の交通を規制し、市民の交通、輸送の便を図るための計画である。

1 交通規制

災害の発生により、道路等が危険な状態にあるとき又は危険が予想されるとき若しくは危険を予知したときは、被災地及びその附近の状況により市長、警察官その他の関係機関で次の区分により交通制限、迂回等措置を行う。

区 分	実 施 者	範 囲	根 拠 法
道 路	国土交通大臣 知 事 市 長	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道 路 法 第 4 6 条
	公安委員会 警察官 (自衛官、消防吏員)	交通の安全と円滑を図り、又は災害応急対策を行う救急通行車両の通行を確保するための必要があると認められる場合	災害対策基本法 第 7 6 条～ 第 7 6 条の 3
	公安委員会 警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道 路 交 通 法 第 4 条，第 5 条
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生ずるおそれがある場合	道 路 交 通 法 第 6 条
航 路	港 長 海上保安部長	海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合	港 則 法 第 3 7 条
空 路	国土交通大臣	ヘリポート	航 空 法

2 一般交通の確保

(1) 道路、橋梁等

- ① 警察官、道路下水道部等において随時巡視し、危険箇所、災害箇所の早期発見につとめる。
- ② 危険箇所、災害箇所を発見した場合、被害状況を調査させるとともに直ちに所轄警察署又は道路下水道部等において必要な交通規制を行い、これにかわる迂回路等を指定して交通を確保する。
- ③ 危険箇所、災害箇所については道路下水道部等関係機関において応急措置を行い速やかに交通を確保する。

なお、交通の確保の優先順位は緊急輸送道路の第1次ネットワーク・第2次ネットワーク、その他の道路の順に行うものとする。

- ④ 電力、ガス、通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、所轄警察署において必要な交通規制を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれ機関の定める業務計画により応急措置を行い速やかに交通を確保する。

(2) 緊急輸送道路

緊急輸送道路は大規模地震の発生直後より、被災地の応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資の輸送、その他応急措置を実施するために必要な道路であり、路線の重要性から、第1次・第2次に分類し、ネットワーク化を図っている。

(3) 航 路

災害のため、港湾施設の被害及び流木等の障害物のため港内の交通が規制された場合、港湾部、海上保安部等関係機関で協議し安全な水路等を利用し交通を確保する。

3 交通機関による交通の確保

(1) 福岡市交通局（地下鉄）

① 交通施設の種別、名称、所在地（資料編 231 頁）

- 1) 種 別 鉄道による運送事業
- 2) 名 称 福岡市交通局
- 3) 所 在 地 福岡市中央区大名 2 丁目 5 番 31 号

② 施設の状況（資料編 231 頁）

③ 災害予防対策

1) 防災設備の設置基準

「福岡市高速鉄道防災基本計画」による。

2) 防災システム

ア 集中防災監視システム

駅防災監視制御盤及び中央総合防災システムにより、火災等の早期発見及び応急処置の迅速化を図る。

イ 通信設備

駅、保守事務所と中央制御所間は、指令電話、業務電話、沿線電話等により、また、列車と中央制御所間は、列車無線装置により通信網を確立し、異常時の情報伝達の迅速化を図る。

ウ 火災対策

列車及び駅構内施設は、すべて不燃性、難燃性の材料を使用して火災発生の危険を少なくするとともに、各施設には、関係法令の基準により消防用設備を設置して火災発生時の処置に万全を期す。

エ 浸水対策

各駅舎の地表面出入口には、地盤のかさ上げを行い、低地域の出入口には、それぞれの地盤に応じた止水板を装着する。

オ 停電対策

九州電力の変電所の事故、ケーブル事故等により地下鉄施設が全停電し、列車が運転不能となった場合は、直流電源装置及び非常用発電機により、列車内照明、駅構内及びずい道内の照明、通信設備等へ電気を供給する。

カ 地震対策

気象庁から配信される「緊急地震速報システム」により、事前に地下鉄全列車を停車あるいは減速させ、地震発生後は、姪浜変電所・赤坂交通局庁舎内・貝塚駅構内・橋本車両基地に設置した地震計による震度階を中央制御所に表示し、これに基づき全列車に対して、運転規制等の指示を与え、安全を確保する。

④ 災害応急対策

1) 災害発生時の緊急措置計画

ア 運輸指令長

災害を感知し、又は災害の通報を受けたときは、ただちに、全列車の運転中止を指令する等適宜の処置をとる。

イ 電力指令長

災害を感知し、又は災害の通報を受けたときは、ただちに、送電停止をする等適宜の処置をとる。

ウ 管区駅長

災害が発生したとき、又は災害の通報を受けたときは、乗客の避難誘導を行う等適宜の処置をとる。

エ 乗務員

運転中災害を感知又は運輸指令長からの指令により列車の運転が危険と認めたときは、ただちに列車を停止する等適宜の処置をし、乗客に対しては適切な状況説明を行う等、乗客の不安感から生ずる心理的動揺と混乱を防止し、車内秩序の維持に努める。

オ 保守事務所長

災害が発生したとき、又は運輸指令長から災害発生の通報若しくは点検の要請を受けたときは、各管理施設の点検を行いその状況を報告するとともに応急措置を行う等適宜の処置をとる。

2) 災害対策本部

ア 福岡市災害対策本部が設置されていない場合で、交通局独自で災害対策の必要があるときなどは、福岡市高速鉄道災害対策規程に基づき、交通局独自の災害対策本部を設置する。（資料編 238 頁）

- イ 災害に対処するため、必要に応じ鉄道防災指令を発令し、職員の動員、配備を行う。
- ウ 災害発生時の拡大防止及び二次災害の防止を図るため、迅速、適確なる災害通報連絡体制を確立する。

3) 運転事故復旧対策本部

- ア 災害により運転事故等が発生したとき、福岡市高速鉄道運転事故復旧規程に基づき、必要に応じ交通局に運転事故復旧対策本部を設置する。(資料編 235 頁)
- イ 運転事故等発生時の円滑な事故処理と迅速な復旧を図るため、適確なる運転事故通報連絡体制を確立する。

(2) 九州旅客鉄道株式会社

- ① 交通施設の種別、名称、所在地(資料編 237 頁)
- ② 施設の状況(資料編 237 頁)
- ③ 九州旅客鉄道株式会社の災害応急体制
 - 1) 福岡管区气象台より警報を受け、これを各現場にFAX又は電話で周知させるほかの観測機器で観測する。
 - 2) 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には各駅区で定められた警備を行うが、特に保線区、電力区、信号通信区では警備を強化する。
 - 3) 災害その他による不通の場合のほか、別に定める規制値に達した場合は、全面的に列車の運転を一旦中止する。
 - 4) 大規模な列車事故が発生した場合は直ちに関係機関に通報する一方、併発事故防止手配を行うとともに、復旧現場本部を設置する。なお、市役所、警察署、消防署との連絡は総務班があたる。
- 5) その他九州旅客鉄道株式会社に所属する建造物、車両及び構内における火災、風水害、その他の災害の防止及び災害発生の場合の応急措置については「運転事故並びに災害応急処理標準」「大災害応急処理標準」「防災規程」等により行う。

(3) 西日本旅客鉄道株式会社(新幹線管理本部福岡支社)

- ① 交通施設の種別、名称、所在地(資料編 238 頁)
- ② 施設の状況(資料編 238 頁)
- ③ 西日本旅客鉄道株式会社の災害応急体制
 - 1) 福岡管区气象台より地区指令が警報等を受け、これを各現場にFAX又は電話で周知させるほか観測計機器(資料編 238 頁)で観測する。
 - 2) 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には各駅区で定められた警備を行うが、特に工務関係区所では警備を強化する。
 - 3) 災害その他による不通の場合のほか、主なものとして、別に定める規制値に達した場合は、運転規制区間において列車の運転を中止する。
 - 4) 大規模な列車事故が発生した場合は直ちに関係機関に通報する一方、併発事故防止手配を行うとともに、現場対策本部を設置する。なお、市役所、警察署、消防署との連絡は総務班があたる。
- 5) その他西日本旅客鉄道株式会社に所属する建造物、車両及び構内における火災、風水害、その他の災害の防止及び災害発生の場合の応急措置については「防災管理規程昭和62年4月社達第23号、新幹線災害時運転規制等取扱手続昭和62年4月安達第6号、鉄道事故及び災害応急処置準則平成5年3月18日安対第325号、新幹線管理本部鉄道事故及び災害応急処置要項平成19年7月2日幹本安第1号等により行う。

(4) 西日本鉄道株式会社

- ① 交通施設の種別、名称、所在地(資料編 239 頁)
- ② 施設の状況(資料編 239 頁)
- ③ 西日本鉄道株式会社の災害応急体制
 - 災害要注意箇所(資料編 239 頁)
 - 1) 災害が発生し、重大な影響を及ぼす場合は本社内に西日本鉄道株式会社災害対策本部を設置する。
 - 2) 電車部門
 - 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、本社内に連絡室を置き気象及び災害情報の収集、伝達、被害状況調査及び渉外事務等に関し各営業部門の体制一体化を図る。

(運行管理規定に定める「緊急時の救急体制要綱」により行う。)

3) バス部門

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には調査連絡体制を確立し、各路線別に路線の状況及びバス到着時刻等の確認を行い、連絡責任者、連絡所在地を決定し、総合的な応急対策を行う。

(運行管理規定に定める「異常気象時の処置要領」により行う。)

(5) 大阪航空局福岡空港事務所

① 空港の施設概要

② 福岡空港事務所の災害応急体制

滑走路、エプロンその他空港又は空港周辺で重大な航空機事故が発生した場合は消火及び救助を迅速かつ的確に行う。

1) 福岡空港における航空機遭難事故についての捜索、救難時の応急対策を実施するにあたって福岡空港事務所は事故応急対策本部を空港事務所内に設置し、関係機関への応急対策活動を有効に促進するため必要な調整を行う。

2) 事故応急対策本部の活動体制及び援助要請機関への連絡は、あらかじめ定めた方法により行う。

3) 福岡空港及びその周辺における消火救難活動については別添、消火救難活動に関する協定、同覚書並びに医療救護活動を適切に実施することを目的に定めた協定による。

4) 関係機関への出動要請

関係機関への出動要請は本部長の指示を得た後、下記機関へ連絡する。

5) 空港又は、空港周辺で航空機事故が発生した場合、救助に関する救急医療資器材は別に定める。

6) 航空機事故における緊急事態発生の際の救難活動図(福岡空港平面図)。

(6) 西日本高速道路株式会社(九州支社)

① 交通施設の種別、名称、所在地(資料編 251 頁)

② 施設の状況(資料編 251 頁)

③ 西日本高速道路株式会社九州支社の災害対策体制

1) 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、被害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐために防災体制及び情報連絡活動並びに災害応急対策について必要な事項を定め、もって防災業務の有効かつ適切な推進を図る。

2) 防災体制は、警戒体制、緊急体制及び非常体制とし、各体制の発令の指示は、支社にあっては支社長、管理事務所にあっては事務所長が行うものとする。なお、防災体制下において社員は、体制の強化に努めるとともに、受託・請負会社等との協力体制を整えるものとする。

3) 支社及び管理事務所は、おおむね次に定める発令基準により、警戒体制及び緊急体制に入るものとする。

ア 管理事務所

地震		異常降雨				強風		その他災害	
警戒体制	緊急体制	警戒体制		緊急体制		警戒体制	緊急体制	警戒体制	緊急体制
		連続雨量(mm)	連続雨量(mm)	連続雨量が下記の数値に達した時(mm)	連続雨量が既に下記の数値に達し、かつ時間雨量が下記の数値に達した場合(mm)	最大風速(m/s)	最大風速(m/s)		
計測震度4.0以上	計測震度4.5以上	150	30	350	連続・時間200・50	15	20	災害のおそれがある時	点検の結果通行止めを必要とする時

イ 支社

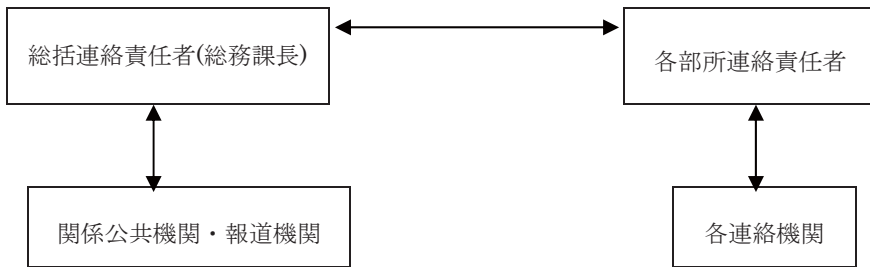
警戒体制	緊急体制
3以上の管理事務所が警戒体制に入った場合又は必要と認められる場合	3以上の事務所が緊急体制に入った場合又は必要と認められる場合

- 4) 支社及び管理事務所は、それぞれおおむね次に定める基準により非常体制に入るものとする。
非常体制に入った場合には、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

		異常降雨	強風及びその他
支社及び管理事務所	点検の結果、次の各号の一つに該当する場合 1 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合 2 死傷者が多数にのぼった場合、その他の社会的影響が甚大で在る場合	同左	同左

(7) 福岡北九州高速道路公社

- ① 交通施設の種別、名称、所在地（資料編 251 頁）
- ② 施設の状況（資料編 251 頁）
- ③ 福岡北九州高速道路公社の防災体制
 - 1) 災害時における体制は、注意体制、警戒体制及び非常体制とし、それぞれの段階に応じて適切な警戒措置及び情報連絡を行い、速やかに応急対策を講ずるものとする。
 - 2) 災害の発生のおそれがあるときは、関係各部・室・所はそれぞれの所掌に応じて高速道路等の巡回点検を行い、必要な応急補修等の災害予防措置を行うものとする。
 - 3) 災害その他による通行止めの場合のほか、風速 25m/s 以上の場合通行止めとする。
 - 4) その他災害に関しては、「防災業務計画」、「災害対策要綱」、「災害対策基本要領」及び「災害対策実施要領」等を行う。
 - 5) 非常時の関係機関等との情報については下記による。



4 交通規制の通報及び交通情報の収集

- (1) 交通規制を実施した場合の市民、交通機関及び関係機関への通報は、「第4通信情報計画」及び「第5広報広聴計画」により実施する。
- (2) 道路及び交通の状況等を交通関係機関から収集し、必要に応じて市民、関係機関への広報、通報を「第4通信情報計画」及び「第5広報広聴計画」により実施する。

5 災害応急対策に従事する者及び物質の緊急輸送のための交通の確保

知事又は福岡県公安委員会は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条に基づく通行の禁止又は制限が行われた場合において、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により緊急通行車両の確認を行い、証明書及び標章を交付する。

なお、一定の要件を備えた車両について「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けたものについては、速やかに証明書及び標章が交付される。

6 交通注意箇所

- 道路交通要注意箇所（資料編 254 頁）
- 橋梁要注意箇所（資料編 255 頁）

第9節 生活救援対策

避難者などの被災者に対し、食料等の必要物資の供給を行うとともに、住宅の確保その他の支援措置、被害に関する調査・証明を行う。

また、災害発生直後においては、物資確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を勘案し、市民生活にかかわる食料、水の計画的な備蓄を進める。

第1 食料の供給（こども未来局，農林水産局，区役所，九州農政局福岡地域センター）

災害により食料の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な食料を調達し、配給する。

1 食料の調達

(1) 調達方法

① 必要量の把握

災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、1人当たり3食の割合で確保をする。

状況が落ちつき、避難者数の集計ができた段階においては、これを基礎として1日に必要な食料を算定する。

② 調達先，手順

各区ごとに避難者数の概数を集計し、必要量を算出する。

政府管理米穀，日赤備蓄食糧の提供を依頼するとともに，市内の食糧取扱業者に必要量を発注する。災害発生当初においては，主として調理済み食料の発注を優先する。

このほか食料の調達に当たっては，農協，漁協等，中央卸売市場の協力を求め，生鮮食料品等の確保に努めるとともに，災害時の食料供給協定締結の推進を図る。

(2) 調達品目

① 主食

米飯（調理済み），乾パン，調理パン，米穀（炊き出し用），その他（カップラーメン等）

② 副食

野菜類，肉類，その他

③ その他

粉ミルク，牛乳，清涼飲料水，その他

2 食料の配給，炊き出し

(1) 供給の対象

① 避難所等へ避難している避難者

② 災害により食料の調達が困難となっている自宅生活者

(2) 供給量の基準

① 1人1日3食

② 1食は米穀換算で200グラムを基準とする。

(3) 調達食料の配給

① 配給の実施

調達した食料は，こども未来部の統括の下に区を単位として配分し，区から各避難所に配分する。

② 供給方法

災害発生当初は，調理済み食料を中心として配給し，状況の推移により給食業者による弁当の配給等の体制を整えていく。

(4) 炊き出し

① 炊き出しは，避難者の多数集まっている避難所等において実施する。

② 炊き出しは，自治協議会，自衛隊等の応援又は協力を求め，こども未来部の統括の下に行う。

第2 飲料水、生活用水等の応急給水（水道局、保健福祉局、自衛隊）

災害により水道施設が被災した場合に、「福岡市水道局災害応急対策計画」等に基づき必要な飲料水等を給水する。

- (1) 飲料水の供給を受ける者
 - ① 災害のため飲料水を得ることができない者
- (2) 応急給水の方法
 - ① 給水は消火栓から取水し給水する。
 - ② 消火栓からの取水が困難な場合、ろ水器によるろ過水、飲用水中に直接投入する浄水剤により浄化し給水する。
 - ③ 被災地の実情に応じて、タンク車、給水船等による搬送給水を行う。
 - ④ 消毒及び水質検査を強化し、水質の保持に努める。なお、給水に使用する器具は衛生的処理を行う。
- (3) 応急給水量
 - ① 災者に対する1日1人当りの給水量は、発災後3日間は3リットル程度とする。
- (4) 応急給水の期間
 - ① 災害発生の日から給水の必要がなくなるまで
- (5) 家庭用水の確保
 - ① 災害の発生が予測される場合には、事前に各家庭においてできるだけ必要量を貯水するよう努める。
 - ② 各家庭には、報道機関等を通じて節水、貯水をよびかける。
- (6) 給水施設の応急措置
 - ① 給水施設が破壊された場合には、重要度、修理可能性等を勘案して迅速かつ最も効果的に応急復旧を行う。
 - ② 本市の能力をもってのみでは効果的な応急復旧が困難な場合は、福岡市水道局指定給水装置工事事業者の応援を求める。
 - ③ 浸水井戸については早急に水替えを行い、消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム、カルキ等）により消毒を行うよう防疫班を動員し指導する。
- (7) 搬送給水用機器及び応急給水の水源
 - ① 搬送給水用機器の種別等（資料編 150 頁）
 - ② 応急給水の水源となる給水施設（資料編 150 頁）（参考）
 - 18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書（資料編 151 頁）
 - 九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書（資料編 153 頁）

第3 生活必需品の供給（こども未来局、区役所、日本赤十字社、県）

災害により日用生活用品その他生活必需品の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な物資を調達し、配給する。

1 生活必需品の調達

- (1) 調達方法
 - ① 必要量の把握
 - ① 災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、緊急を要する毛布、防寒具、懐中電灯等の照明器具、電池、ラジオ、紙おむつ等の必要量を概算する。
 - ② 状況が落ちつき、避難者数の集計ができた段階においては、各避難所から必要な品目・推量を取りまとめる。
 - ② 調達先、手順
 - ① 調達は、原則として業者から購入するほか、県への調達要請、日赤等に保管する物資の交付申請、救援物資の配布等により行う。

(2) 調達予定品目の例

- ① 寝具類
毛布，布団等
- ② 衣類
下着，防寒具等
- ③ 光熱材料等
懐中電灯（ろうそく），ライター（マッチ），ラジオ，電池，暖房具等
- ④ 日用雑貨
タオル，石けん，歯磨き粉，歯ブラシ，ちり紙，バケツ，筆記用具等
- ⑤ その他
紙おむつ，哺乳びん，生理用品，化粧品等

2 生活必需品の配給

(1) 供給対象者

- ① 避難所生活者で自宅が損壊し日用品が持ち出せない者
- ② その他災害により日用品の調達が困難な者

(2) 供給・配分

- ① 配給場所
日用品の配給は，原則として避難所において行う。
- ② 供給手順
各区毎の必要数を積算調達し各区災害対策本部を通じて各避難所に配布する。

第4 愛玩動物対策（保健福祉局）

災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また，被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方について検討を行う。

1 実施体制

災害対策本部保健福祉部が統括し，各部及び獣医師会，動物愛護団体等の協力を得て行う。

2 愛玩動物の保護

(1) 一時預かり場所の確保

避難等により飼い主による飼育が困難となった愛玩動物の一時預かり場所を確保する。

(2) 住居等に残されている愛玩動物への対応

動物愛護団体などに寄せられた愛玩動物の情報を取りまとめ，必要に応じ，保護，給餌等の対応を行う。

(3) 飼い主不明愛玩動物への対応

飼い主からはぐれた愛玩動物については，保護するとともに，飼い主が判明するよう努める。

(4) ボランティアの活用

災害発生時には，効率的にボランティアのマンパワーを活用する。

(5) 負傷動物の治療

被災地域に飼い主不明の負傷した愛玩動物がいる場合には，動物管理センターで保護収容し応急処置を行う。

(6) 愛玩動物の相談窓口の設置

大規模災害発生に伴う愛玩動物の健康等の問い合わせに対応するために，動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。

3 被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方

被災者と愛玩動物が同行避難できる避難所や避難所における適正飼育など、愛玩動物の受け入れに関する対策について、以下の検討を行う。

- (1) 同行できる避難所
- (2) 避難所における愛玩動物の適正飼育
- (3) 必要物資の調達

第5 義援金等の受け入れ、配分計画（市民局、会計室、こども未来局、保健福祉局）

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資（以下、「義援金等」という。）の受付及びこれらの配分は、次のとおり行うものとする。

1 義援金等の受付

義援金等の受付窓口を開設して受付を行うとともに、災害の状況によっては義援金等の募集を行う。

(1) 義援金の受付

総括部は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付し、当該現金を市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。

(2) 義援物資の受付

総括部は、寄託者に対して必要に応じ、領収書を交付するとともに、当該物資の保管を行う。

2 義援金等の配分

義援金の配分計画は総括部が、義援物資の配分計画はこども未来部が行うものとする。配分計画の作成に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、これに基づき、保健福祉部及び区災害対策本部において罹災者に対する円滑な配分を行う。

その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第6 住宅対策（市民局、財政局、住宅都市局、保健福祉局）

災害による住宅の倒壊、破損のため住宅に居住できない者に対して、応急仮設住宅の設置、住宅の修理等の対策を行い災害時の住宅の確保を図る。

1 実施体制

福岡県と協議をしながら、総括部、財政部、保健福祉部、住宅都市部を中心に実施する。

2 住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理の対象となる者

住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(2) 応急修理の基準

- ① 修理の範囲 居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分に限る。
- ② 限度額 災害救助法に定める費用の限度額とする。
- ③ 修理期間 原則として、災害発生の日から1カ月以内とする。

3 応急仮設住宅の建設

災害により、住宅の全壊等で避難生活を余儀なくされている者に対して、居住の安定を図るため、応急仮設住宅を提供する。

(1) 仮設住宅の基準

- ① 住宅の設置戸数は被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。
- ② 仮設住宅は、1戸当たり29.7平方メートルを基準とし、世帯構成人員を考慮して増減できる。
- ③ 必要に応じて障がい者、高齢者等向けの仕様等に配慮した「福祉仮設住宅」を設置する。
- ④ 概ね50戸以上を設置する仮設住宅については、必要に応じて居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

(2) 建設場所

仮設住宅の建設場所は、原則として市有地とし、これにより難しいときは公有地又は私有地を借り上げて設置する。

(3) 建設の実施

- ① 仮設住宅の建設に当たっては、県と協議の上、設置計画の策定、仮設住宅用地の確保、設計の後、建設を行う。
- ② 建設に当たっては、福岡県を通じて「社団法人プレハブ建築協会」等の協力を求めるものとする。

(4) 応急仮設住宅の入居者の選定方法

- ① 応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全焼、全壊又は流失し居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、関係機関と協議の上、入居者を選定する。なお、この場合、以下のことに留意するものとする。
 - 1) 選定にあたっては、一般世帯と高齢者・障がい者等の世帯の構成に考慮するものとする。
 - 2) 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

(5) 供与期間

原則として、建築工事完了後2年以内とする。

4 一時的避難先としての市営住宅の提供

被災者の状況等により、一時的避難先として市営住宅を提供する。

(1) 一時的避難を要する者

災害のため住宅が居住不能となり、当該住宅が復旧するまでの間、自らの資力では住宅の確保が困難である者

(2) 認定方法

区に設置する区災害対策本部が認定し、り災証明書を発行する。

(3) 供与

使用可能な市営住宅の空家を供与する。

供与にあたっては、高齢者、障がい者等の世帯はでき得る限り配慮する。

また、供与期間は基本として3ヶ月とするが、必要に応じて最長1年間の範囲内で延長できるものとする。

第7 家屋等資産被害に関する調査及びり災証明の発行

(市民局、総務企画局、財政局、保健福祉局、住宅都市局、消防局、区役所)

大規模な災害時において、被災者に対する各種救援措置等を円滑に進めるため、家屋の被害調査を行い、り災証明を迅速に発行する。

証明書は、救援対策を所管する各部局において、その基礎資料又は参考資料として活用する。

1 家屋の被害調査

(1) 実施体制

- ① 市災害対策本部の統括の下、家屋の被害調査を実施するに当たり、関係各局は下記の組織体制を整える。
 - ・ 財政部 家屋被害調査の運営に係る統括
 - ・ 保健福祉部 被災者に対する各種支援に係る統括，連絡調整
 - ・ 住宅都市部 家屋調査の技術的支援に係る統括，連絡調整
 - ・ 総務企画部 調査応援職員の人員体制の構築
- ② 調査は、各区災害対策本部調査救助班が行う。
- ③ 調査要員は各部からの要員を動員するとともに、必要に応じて他自治体・民間からの応援を要請する。

(2) 調査の実施

- ① 調査の時期等
救命救急活動・消火活動が一段落した時点で速やかに家屋被害調査計画を策定した調査を行う。
家屋被害調査は、原則として、固定資産税（家屋）の課税客体の確認業務を兼ねるものとする。
- ② 調査内容
家屋被害調査は、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）」に基づき実施する。
 - 1) 第1次・第2次判定調査
 - ・ 第1次判定
木造・プレハブ，非木造の別なく，外観からの目視調査により判定する。
外観目視の結果，浸水が床上まで達していないものについては，原則として調査は終了する。
 - ・ 第2次判定
第2次判定は，第1次判定において，浸水が床上まで達しているとされた住家及び第1次判定の結果に対して再調査の申請があった住家について，外観目視調査及び内部立入調査を行う。
- ③ 家屋被害調査計画
第1次・第2次判定調査については，次に沿って家屋被害調査計画を策定した上で実施する。
 - 1) 各区災害対策本部は市災害対策本部に集約された被害情報から第1次・第2次判定調査の区域を決定し，対象家屋概数を把握する。
 - 2) 市災害対策本部は，調査開始日及びり災証明発行開始日について上記1－(1)－①の関係各局と協議を行った上で決定するとともに，他自治体・民間からの応援の要否及び要応援者数を算定する。
 - 3) 市災害対策本部は，各区災害対策本部から区内の被害状況に応じた区家屋被害調査計画書（案）を集約する。
 - 4) 市災害対策本部は，上記の区家屋被害調査計画書（案）に基づき，全市分の家屋被害調査計画書を策定する。また，調査期間について，上記1－(1)－①の関係各局と協議を行った上で決定する。
- ④ 調査の実施及び結果報告
区災害対策本部は，上記③－4)に基づき家屋被害調査を実施するものとし，その結果を定期又は随時に市災害対策本部に報告する。

(3) り災台帳の整備

第1次・第2次判定調査 家屋り災台帳(第1次・第2次判定住家被害調査表)及び家屋り災地図

2 り災証明の発行

(1) 実施体制

- ① 証明書発行の統括・連絡調整は，市災害対策本部が行う。
- ② 証明書の発行は，区ごとに窓口を設けて行う。
- ③ 証明書の発行は，区災害対策本部総務・情報班の統括のもと，次の係を設置する。
 - 1) 家屋に関するり災証明の申請受付及び発行
 - 2) 家屋以外の資産り災の届出受付及び証明発行
 - 3) 家屋被害判定結果への異議申出対応
 - 4) り災証明申請手続等の相談

(2) 証明書発行の時期

- | | |
|-------------------------|--------------------------------|
| ① 第1次・第2次判定調査分（一斉調査分） | り災台帳等の整備が終了後，速やかに発行開始 |
| ② 第1次・第2次判定調査分（個別随時調査分） | 個別随時の現地調査終了し，り災台帳等を整備した後であれば発行 |
| ③ 家屋以外の資産 | 被害の受付後であれば，受付当日からでも発行 |

(3) 家屋被害の損害程度

火災に関連しない家屋被害の程度は，次のとおりである。

- | | |
|------------|--|
| 「全壊」 | 家屋としての使用が不可能と判断されるもの
(損壊割合50%以上) |
| 「大規模半壊」 | 大規模な補修を行わなければ居住が困難と判断されるもの
(損壊割合40%以上50%未満) |
| 「半壊」 | 相当の補修をすれば再使用できると判断されるもの
(損壊割合20%以上40%未満) |
| 「半壊にいたらない」 | 家屋としての使用は可能であるもの
(損壊割合20%未満) |

(4) 証明交付対象者等

- ① 証明書は，自然災害を受けた者又は，これと利害関係を有している者に対して交付する。
- ② 証明書を受けることができる枚数は，原則として，1個の家屋につき一枚とする。

(5) 補足調査

家屋被害について，調査結果に反映されていない要因等が発生し，補足調査を行う必要があると区災害対策本部が決定した場合は，上記1-(1)-①の関係各局と協議を行った上で必要に応じて補足調査を行う。

(6) 被害調査・り災証明に関する広報

被害調査の実施及びり災証明の発行の時期，手続等については，報道機関，広報紙等により，広報する。

第10節 民間団体、ボランティアとの連携

大規模災害が発生した場合、市職員及び防災関係機関の活動とともに、民間の協力等を積極的に得て、連携を保つとともに、一般のボランティア等との協力関係を確立する。

第1 民間団体等との協力体制（市民局、保健福祉局、消防局）

災害時には、各種民間団体等の協力を得て、災害応急対策を実施する。

1 日赤奉仕団

(1) 協力の依頼

- ① 災害救護に関する奉仕その他社会福祉施設及び援護を要する者への奉仕等を目的として設置されている日赤奉仕団に協力を依頼する。
- ② 日赤奉仕団の協力依頼は、日赤福岡市地区本部事務局、日本赤十字社福岡県支部等を通じて行う。

連絡先	所在地	電話
日赤福岡市地区本部	福岡市中央区天神1丁目8-1	711-4947
日赤福岡県支部	福岡市南区大楠3丁目1-1	523-1171

(2) 協力内容

- ① り災者への炊き出し
- ② 医療、助産及び清掃等
- ③ その他の救護活動

2 自主防災組織

(1) 校区単位で組織されている自主防災組織は、地域住民の相互扶助の観点から、災害時の地域の初期的な応急活動を行い、地域住民の安全を確保する。

(2) 活動内容

- ① 住民の安否確認
- ② 被害状況の把握、住民への情報の伝達
- ③ 負傷者等の救出、救護措置、医療機関等への搬送
- ④ 避難誘導
- ⑤ 給食、給水等
- ⑥ 避難所の運営

(3) 関係機関等との連携・協力

自主防災組織は、地域での応急活動を自主的に行うほか、消防、区災害対策本部その他の関係機関と連携してその活動に協力する。

3 民生委員児童委員協議会

要援護者の把握にあたっては、災害時要援護者台帳等に基づく安否の確認等について協力を依頼する。

第2 ボランティアとの連携（市民局、区役所、各局、社会福祉協議会）

災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう市、社会福祉協議会及びNPO・ボランティア交流センターと連携を図り、活動・支援等を行っていく。

1 災害ボランティアセンター

(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害が発生し、ボランティアの支援の必要性があるときは、「災害時におけるボランティア活動に関する協定」（資料編 415 頁）に基づき、市災害対策本部と市社会福祉協議会で協議し、災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターの運営については、市社会福祉協議会を主体とし、市災害対策本部と連携を図りながら、各種団体、個人ボランティアの協力を得て行う。

(2) 設置場所

災害ボランティアセンターは、原則として福岡市市民福祉プラザ内（市社会福祉協議会）に設置する。

(3) 所掌事務

- ① 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整に関すること
- ② ボランティア需給状況の把握及び調整に関すること
- ③ ボランティア募集等の情報発信
- ④ センター及びボランティアに関する各種相談、問い合わせに関すること
- ⑤ ボランティア活動に必要な資機材等の調達に関すること
- ⑥ 関係機関及び団体等との連絡調整及び職員派遣の要請に関すること
- ⑦ その他、センター運営にあたり必要と認められる業務

2 ボランティアへの対応

(1) 専門ボランティア（専門的な知識を有するボランティア）への対応

災害ボランティアセンターは、被災状況を直接把握できる各応急活動の実施部局と状況に応じて、活動調整を行う。

（活動例示）

- ① 医師、看護師、保健師、助産師、歯科医師、薬剤師、カウンセラー、保育士
- ② 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- ③ 通訳（外国語、手話、要約筆記、点訳、音声訳等）
- ④ 建築物応急危険度判定士

(2) 一般ボランティア（特別の資格、技能等を要しないボランティア）への対応

災害ボランティアセンターは、災害対策本部と情報交換を行いながら、ニーズに応じて、活動調整を行う。

（活動例示）

【総務的分野】

- ① ボランティアニーズの把握・活動調整

【行政補助】

- ② 避難所運営
- ③ 物資の仕訳、配送、分配
- ④ 炊き出し
- ⑤ 給水活動

【自主的活動】

- ⑥ 避難者の介助、支援
- ⑦ 清掃、家屋等の片づけ、引っ越し手伝い

3 区災害ボランティアセンターの設置

災害ボランティアセンターは、被災状況に応じ、各区災害ボランティアセンターの設置を行うものとする。各区災害ボランティアセンターは、主として地元中心のコーディネートとし、各区災害対策本部と連携して活動調整を行うものとする。

また、活動内容等については、必要に応じ、災害ボランティアセンターへ報告するものとする。

第11節 要援護者対策

災害時に情報伝達や行動に制約を受けやすい高齢者、障がい者、乳幼児、疾病者、外国人などに配慮した応急対策を行う。

第1 基本方針（各局）

災害応急対策の実施に当たっては、地域住民やボランティア等の協力を得ながら、要援護者に配慮して行う。

1 実施体制

要援護者への配慮は、各応急対策の実施担当において行う。

要援護者に対する配慮の統括は、災害対策本部総括部、保健福祉部において行う。

2 要援護者への配慮の基本

(1) 応急対策活動全般における配慮

要援護者への配慮は、救助活動、医療活動、避難対策、広報活動、生活支援その他あらゆる応急対策の遂行の中で、可能な限り行うものとする。

(2) 地域住民等との協力

要援護者への配慮は、本市災害対策本部、各関係機関が実施するほか、自治協議会など地域住民、ボランティアなどの協力を得て行う。

(3) 情報伝達の配慮

必要な生活情報、被害情報等が確実に伝達されるよう配慮する。

第2 在宅要援護者の安全確保、支援（保健福祉局、各局）

要援護者に対応した防災行動マニュアルを作成するとともに、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら、要援護者の安否確認や災害状況に応じた支援を行う。

1 安否確認

高齢者、障がい者等の要援護者世帯については、介護事業者や障がい福祉サービス事業者等の協力を得、また要援護者台帳等を活用して、民生委員・児童委員、地域住民、校区社会福祉協議会を実施主体としたふれあいネットワーク活動などのボランティアの協力を得ながら、その安否確認を行う。

2 避難における配慮

避難勧告の発令により、避難をする場合には、地域住民の協力を得て、自ら避難が困難なものについて介助を行う。

3 状況把握等

災害発生後、居宅で生活している高齢者、障がい者等の世帯について、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民及びボランティア等の協力を得て、その世帯の状況、必要な用具・用品等の把握に努めるとともに、必要に応じて保健師等を派遣する。

4 居宅生活世帯への食料、飲料水及び生活必需品等の確保

高齢者、障がい者世帯等で自ら食料、飲料水の確保、運搬等が困難なものについては、地域住民やボランティア等の協力等を得て、援護する。

5 生活支援

被災後の住居のあとかたづけ、清掃等が困難な高齢者、障がい者世帯に対し、地域住民やボランティア等の協力を得て、生活支援を行う。

6 福祉避難所等への移送

居宅生活が困難な者等については、保健師等の派遣を行うほか、避難所での生活が困難な場合は、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への移送等を行う。

第3 社会福祉施設入所者の安全確保（保健福祉局）

1 安否確認

社会福祉施設の施設長は、入所者と職員の安否確認を行う。

2 避難

災害等により施設が危険な状態にある場合は、指定された避難所に速やかに避難させる。

第4 外国人の安全確保、支援（総務企画局、各局）

外国人に対しては、在福領事館、その他の関係団体等との連携をとり、情報提供等について配慮を行う。

1 外国人への配慮の基本

応急活動、各種支援措置の実施に際して、外国語による情報提供のほか、可能な限りで生活習慣、その他の状況に応じて配慮を行う。

外国人への配慮については、領事館の協力のほか、留学生団体その他の団体、ボランティア団体等の協力を得て行う。

2 在福領事館、関係団体等との連携

市災害対策本部は、災害発生後、在福領事館、関係団体等との連絡を密にし、情報交換、応急活動の調整その他の活動を実施する。

3 情報の提供

(1) 外国人への情報提供に当たっては、ボランティア等の協力を得ながら、英語その他の言語による情報提供について、情報誌、張り紙、本市関連ホームページ、外国語FM放送局などにより行う。

(2) 生活関連情報の提供等については、各種機関、団体、ボランティアの協力を得て、必要に応じて、相談窓口へ通訳を配置する。

第12節 防疫計画 (保健福祉局, 環境局, 区役所, 日本赤十字社)

災害のため急速に蔓延するおそれのある感染症の発生を防止するための計画である。

1 防疫態勢の強化

災害時における防疫措置の徹底を図るため、福岡市災害対策本部の設置後、県、日赤及び医師会等の関係機関と連携を図りながら、災害防疫活動態勢の強化及び情報連絡ならびに周知の徹底を図る。

2 防 疫

災害時は生活環境の悪化、り災者の病原菌に対する抵抗力の低下など悪条件下にあるので、感染症患者の早期発見につとめるとともに入院勧告等の措置をとり、感染症流行の未然防止に万全を期する。

(1) 防疫班の編成基準

医師1名、看護師・保健師又は助産師2～3名、事務2名をもって編成するが、状況によって人員等を増強する。

班数は各区保健福祉センターで被災の状況に応じて編成する。

(2) 防疫班の業務及び実施の方法

- ① 感染症発生状況等の調査
被災地域において住民の協力を得て、感染症の発生状況、衛生状況等を調査する。
- ② 避難所の防疫・衛生指導
避難所における衛生状況の維持のため、各避難所に対し、次の防疫上の措置を講じ、必要な指導を行う。
 - 1) 衛生教育の実施
 - 2) トイレその他の清潔の保持、消毒方法の指導及び実施
 - 3) 給食その他の食料及び飲料水の取り扱い上の注意
 - 4) 空気環境その他の環境衛生指導
 - 5) 消毒薬等(次亜塩素酸ソーダ、逆性石けん、マスク、殺虫剤)の使用指導
- ③ 臨時予防接種の実施
災害の状況、被災地の感染症発生状況により、予防接種、予防内服等を実施する。
- ④ 患者の入院等
入院勧告等
災害地に第1類(保菌者含む)及び第2類の感染症患者が発見されたときはすみやかに入院勧告等の措置をとり、感染症指定医療機関に入院することが困難な場合は、適当と認める医療機関に入院させる。

感染症指定医療機関

病 院 名	所 在 地	収容病床数	電 話
福岡市立こども病院・感染症センター	福岡市中央区唐人町2丁目5-1	第1種2床 第2種22床	713-3111

- ⑤ 予防についての教育及び広報活動
 - 1) 職員の防疫訓練(実習)等を実施し、防疫技術の向上を図る。
 - 2) 「第5広報広聴計画」に基づき市民の防疫知識の普及徹底を図る。
 - 3) その他災害発生時においてあらゆる機会をとらえ、り災者に対し衛生指導を行う。

3 消毒の実施

- (1) 感染症が発生し、又は発生するおそれがある地域においては、消毒を実施する。
- (2) 清潔の保持のため、必要に応じて消毒薬の配布又は消毒を実施する。

4 防疫及び衛生確保

- (1) 食品衛生確保のため、飲食業者その他の食品取り扱い業者に対し、必要な衛生上の措置を指導するとともに、必要に応じて食品検査を実施する。また、災害時に飲料のため使用する井戸等について、水質検査体制を確保し、検査を実施する。
- (2) 感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合は、蔓延防止のために必要な検査を行う。
- (3) 家庭の風呂が使用できない被災者のために、福岡県公衆浴場生活衛生同業組合福岡市支部等の協力を得て、入浴施設を確保する。

第13節 清掃計画（環境局，保健福祉局，区役所）

災害のため排出したごみ，し尿及び浸水等により処理量の増加したし尿を迅速に収集処理し，環境衛生の万全を期するための計画である。

なお，状況に応じ，本市近郊市町との相互協力のもとに実施する。

一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書（資料編 202 頁）

1 作業計画

各区役所の職員により被災地の状況を速やかに調査し，作業計画を立てる。

2 ごみの収集処理

(1) ごみの集積

排出したごみは地区ごとに集積場を定めて集積するものとし，その場所については被災地区の地域住民（自治協議会等）と協議の上，定めるものとする。

(2) ごみの収集運搬

集積場に集積されたごみの収集運搬は，市直営及び委託・許可業者により収集運搬する。

① 収集車

市の保有するごみ収集車両及び委託業者等により収集・運搬する。

② 不足車両の措置

ごみの収集にあたり車両に不足を生じた場合は，他市町村等に応援を要請するほか，民間等から車両を借り上げる。

(3) ごみの処理

被災地から収集したごみは焼却・破砕処理及び埋立処分を行う。

3 し尿の収集処理

(1) し尿の収集

し尿の収集は災害後直ちに実施し，業者委託により速やかに行うが，被災地が広範囲なため処理能力が及ばない場合は，とりあえずの措置として便槽内容の5割～6割程度の収集を実施し，各戸の便所の使用を可能にする。

(2) し尿処理

し尿の終末処理は，陸上処理による処分とする。

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛，馬，豚，めん羊及び山羊）の処理は，死亡獣畜取扱場で行うほか市長の許可を受けて次の方法で処理するものとする。

(1) 集中焼却

死亡獣畜を移動し得るものは適当な場所に集めて集中して埋却，焼却等の方法で処理する。

(2) その他

移動し難いものについては，その場で他に影響を及ぼさないよう個々に処理する。

第14節 行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬

(消防局、保健福祉局、区役所、自衛隊、海上保安部、県警察)

災害時は、多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性があることから、関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の捜索、遺体の処置・収容、埋火葬等の一連の業務を遅滞なく実施する。

第1 行方不明者の捜索（市民局、区役所、県警、自衛隊、海上保安部）

消防、警察その他の関係機関及び地域住民等の協力により、行方不明者を捜索する。

1 実施体制

行方不明者の捜索は、消防、消防団、警察、自衛隊、海上保安部、地域住民等の協力の下に行う。

2 捜索を行う場合

行方不明者の捜索は、地域の被害状況、行方不明者の情報に基づき実施する。

3 捜索の方法

(1) 行方不明者の把握

捜索を行う行方不明者については、警察、地域住民等からの情報に基づき市が行方不明者名簿等を作成し把握する。

(2) 捜索の実施

捜索は、警備部、消防団、警察、自衛隊、海上保安部により実施するほか、地域住民の協力を得て行う。

第2 遺体の収容・処置（保健福祉局、区役所、県警、海上保安部）

捜索等により発見された遺体について、収容、身元確認、遺族等へ引渡しを行うとともに、火葬等の措置を行う。

1 遺体が発見されたときの取り扱い

(1) 遺体が発見した場合は、警察官、海上保安官等の見分及び検視並びに医師による医学的検査（検案）を受ける。

(2) 身元が不明な遺体については、地域住民等の協力を得て身元確認を行う。

2 遺体の収容等

(1) 身元確認に時間を要する場合又は遺族がすぐに引き取ることができない遺体については、一時遺体を収容する。

(2) 遺体の収容場所として、避難場所となっていない体育館、市民センター、その他の公共施設のほか、寺院等、葬祭業者その他の施設管理者の協力を得て、収容場所を確保する。

なお、多数の死者が集中的に発生した場合の遺体安置所の設置基準について、関係局・区及び関係機関と協議し策定する。

(3) 収容された遺体については、必要に応じて医師、葬祭業者等の協力を得て、洗浄、縫合、消毒、保存に必要な措置を施す。

(4) 身元が確認された遺体については、遺族等に引き渡すものとし、身元が確認されない場合は行旅病人及行旅死亡人取扱法の手続きにより処置する。

また、遺体の身元は判明したものの、引き取り者が不明な場合、或いは身元が判明したものの、引き取り者がこれを拒否した場合は、死亡地又は死者の本籍地を管轄する市区町村長等がこれを引き取り、行旅病人及行旅死亡人取扱法の手続きにより処置する。

(5) 多数の死者が集中的に発生した場合の遺体の収容・安置に必要な資機材の調達等や遺体搬送について、市内の葬祭業者のみで確保できない場合は、「災害時における協力に関する協定書」等に基づき、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、全日本葬祭業協同組合連合会福岡県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協会に要請する。

3 遺体の火葬等

- (1) 遺体の火葬は、火葬場で行ない、処理能力を超える場合は、周辺市町村等の協力を得る。
- (2) 火葬場の被害状況の把握及び応急復旧等
発災後、火葬施設の安全及び機能の確認を行う。
- (3) 災害による混乱のため、遺族による火葬ができない場合は、火葬を行うほか、棺又は骨つぼを支給する。

第15節 応急教育対策（教育委員会）

災害発生時において、各学校・園（以下各学校）においては幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒」）の安全確保のための措置を行い、災害時の応急教育の実施をするとともに、学校施設の避難場所としての運営に対する協力等を行う。

第1 実施体制

災害発生時において、学校に防災対策委員会を招集し、必要な応急措置を行うとともに、避難所としての運営に協力する。

1 平時における緊急時対応組織の整備

(1) 防災対策委員会(仮称)の組織

- ① 教職員，PTA地域委員等からなる組織を設置
- ② 各地区担当者の明確化
- ③ 緊急時の連絡網を電話，直接の伝言体制で整備

(2) 学校等の災害訓練との連携活動

点検箇所の分担の明確化，危険個所の点検，点検連絡体制の確認等について，災害を想定した集団下校等の訓練時に委員会活動の具体化を推進する。

2 災害時の対応

- (1) 学校長は，災害が発生した場合，速やかに防災対策委員会を招集し，災害対策活動に当たる。
- (2) 臨時休校，応急教育等の措置をとる。

3 避難所としての対応

(1) 平時における対応

避難者の安全な避難を誘導するため，避難誘導先を避難規模に応じて設定しておく。

(2) 災害時の対応

- ① 教育委員会，区災害対策本部と連絡調整を行い，避難所の開設，運営の協力を行う。
- ② 避難所への避難者の誘導を行う。

(3) 避難区域

学校内の避難所としての利用区域は，原則として体育館，講堂及び空き教室とし，避難者の誘導に際しては，次に留意して行う。

- ① 建物等の倒壊による危険性がないこと。
- ② 付近で火災が発生しても安全が確保されること。
- ③ 安全確保に必要な広さのあること。

第2 災害発生時の緊急措置

災害発生時において，児童・生徒の安全を確保し，及び安否を確認するとともに，施設等の被害状況の把握その他の必要な措置をとる。

1 在校時間内の場合

(1) 児童・生徒の安全確保

- ① 児童・生徒が落下物等により負傷しないよう安全の確保に努めるとともに，安全な場所に避難誘導する。学校内が危険となった場合は，区災害対策本部等とも連絡の上，他の避難場所等へ避難・誘導する。

- ② 児童・生徒の安否を確認し、負傷した児童生徒の応急手当等を行うとともに、その保護者に連絡する。
- ③ 児童・生徒の下校に際しては、周囲の状況、通学路の安全、児童・生徒の自宅の安全等を確認する。状況により、集団下校、保護者の迎え又は、一時学校内の安全な場所での待機措置をとる。

(2) 被害状況の把握及び学校施設の安全確保

- ① 学校施設の被害状況を把握するとともに、安全点検を行い、必要に応じて危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
- ② 通学路の被害状況を把握し、必要に応じて通学路の臨時変更の措置をとる。

(3) 臨時休校等の措置

学校長は、教育委員会とも協議のうえ、学校及び校区等の被害状況に応じて次の措置を決定する。

- ① 臨時休校
学校機能を継続することができない程度の甚大な被害を受けた場合
- ② 教育実施場所の変更
登校が不可能な地区の児童生徒に対する臨時的応急教育の実施が必要な場合
- ③ 教育実施時間の変更
学校機能を維持し、学習活動を継続するために必要な施設若しくは職員等が被害を受け、又は学校給食を実施できない被害を受けた場合
- ④ 集団登下校
教職員等の引率により通学路等の安全確保が可能な場合

(4) その他の緊急措置

- ① 学校長の不在時の対応
教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら防災対策委員会の招集その他の必要な指示・措置を行う。
- ② 被害状況等の報告
児童・生徒の状況、学校施設の被害状況及び実施した措置について、教育委員会に報告する。

2 在校時間外の場合

(1) 学校施設等の被害状況の把握

登校した教職員が、学校施設等の被災状況を確認する。

- ① 学校施設
 - 1) 校舎、各教室等の損壊状況（立入りの可否、応急修理の要否）
 - 2) 給食室の損壊状況（給食実施の可否）
 - 3) 電気、水道、ガス等の使用の可否
- ② 学校周辺の被害状況の把握
 - 1) 通学路等の状況
 - 2) 交通手段の状況
 - 3) 民家等の被害状況
 - 4) 火災、崖崩れその他の状況

(2) 児童・生徒等の安否確認等

状況に応じて、教職員が電話等により児童・生徒の安否及び避難先等を確認する。電話の不通時には、家庭訪問等により早期に確認する。

(3) 臨時休校等の措置

学校長は、教育委員会とも協議のうえ、学校及び校区等の被害状況に応じて、次の措置を決定する。教育委員会は、区役所等と連携し、情報収集を行いながら、当該学校や近隣校へ必要な情報提供を行う。

- ① 臨時休校
学校機能を継続することができない程度の甚大な被害を受けた場合
- ② 教育実施場所の変更
登校が不可能な地区の児童・生徒に対する臨時的応急教育の実施が必要な場合

- ③ 教育実施時間の変更
学校機能を持続し、学習活動を継続するために必要な施設若しくは職員等が被害を受け、又は学校給食を実施できない被害を受けた場合

(4) その他の緊急措置

- ① 学校長の不在時の対応
副校長・教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら防災対策委員会の招集その他必要な指示・措置を行う。
- ② 被害状況等の報告
児童・生徒の状況、学校施設の被害状況、及び実施した措置について、教育委員会に報告する。

第3 応急教育の実施

学校施設の被害程度及び復旧状況、避難者の状況、児童・生徒及びその家族の被災状況、教職員の確保状況、道路・交通機関の復旧状況等を勘案して、応急教育を実施する。

1 教育施設の確保、応急教育の実施

(1) 学校施設等が被災している場合

- ① 施設・設備の被害状況に応じた措置
 - 1) 施設の損壊が軽微な場合
学校長は、損壊の程度を調査・検討し、応急修理その他必要な措置を行い、教育委員会へ報告のうえ、応急教育を実施する。
 - 2) 一部に相当の被害を受け、復旧に相当の日時を要する場合
被害が軽微な教室等で使用可能なもの又は早期に応急修理が可能なものがある場合は、次の方法等により応急教育を実施する。
 - ア 応急教育の可能な教室等の床面積に一律に児童生徒を割り振ることによる実施
 - イ 応急教育が可能な教室等で教育時間を変更し、2部制による実施
 - ウ 付近の公民館等を臨時教室として借り上げ、児童生徒を割り当てての実施
 - 3) 学校給食が実施できない場合
 - ア 教育時間を変更し、一律午前中までの実施
 - イ 2部制による実施
 - ウ 他の学校の給食施設の利用
 - エ 弁当の持参
 - 4) 甚大な被害を受けた場合
 - ア 仮設校舎による実施
 - イ 損壊の程度が軽微な近隣の学校等への臨時編入
- ② 必要な教職員の確保ができない場合
 - 1) 教員の被災程度等を勘案し、必要な臨時教員の配置を教育委員会へ申請する。
 - 2) 臨時教員の配置まで、応急教育を実施する。

(2) 道路・交通機関が被害を受けている場合

児童・生徒の通学に係る道路又は交通機関が被災している場合、教育委員会と連絡・調整を行いながら、必要に応じて次の応急措置を行う。

- ① 通学路の臨時変更
児童・生徒の通学上の安全、通学上の便宜等を十分確認の上実施する。
- ② 集団登下校
PTA、地域との連絡、協力のもとに実施する。この場合、時間的余裕を持たせ、二次災害の発生に留意する。
- ③ 教育実施時間の臨時変更
通学路の臨時変更、集団登下校等に伴い、必要に応じ教育実施時間の臨時変更を行う。

④ 応急教育実施場所の設置

児童・生徒の登校が困難な場合、当該区域又は近接する区域に応急教育実施場所を設定し、教職員を分担派遣することにより応急教育を実施する。

被災程度が大きく危険が想定される区域での児童・生徒の移動を避けるため、近隣に安全な施設等を確保できる場合は、その施設等での応急教育の実施を検討する。この場合、社会教育施設等の管理者との連携をとり、応急教育を実施する。

(3) 児童・生徒が被災し、避難した場合の措置

児童・生徒が他の校区に避難している場合は、避難先の校区へ臨時編入等の措置をとる。

2 学用品の調達及び支給等

(1) 学用品の給与

災害救助法の適用された災害により、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等の被害を受け、学用品を喪失又は毀損し、就学に支障を生じている小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校小学部及び中学部含む）に対して必要な学用品を支給する。

(2) 支給学用品の品目

教科書

教材（教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材）

文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、絵の具、画筆、下敷、定規等）

通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

(3) 授業料の減免等

- ① 市立高等学校の生徒で、被災により就学が著しく困難になった者に対しては授業料の減免を行う。
- ② 市立幼稚園の園児については、被災の状況に応じて、保育料等の補助の措置をとる。

3 学校給食に関する臨時措置

(1) 応急給食の臨時措置

給食施設が使用できない場合には、次の方法により学校給食を実施する。

- ① 他の学校の給食施設の利用による実施
- ② 簡易給食（パン、牛乳、一食小袋等）による実施
- ③ 業者からの弁当の配給による実施

(2) 給食の中止

次の場合において、(1)の応急給食の臨時措置も実施できない場合は、給食を一時中止する。

- ① 給食施設が被害を受け、給食を実施できないとき。
- ② 給食施設が応急の災害救助に使用されているとき。
- ③ 感染症の発生のおそれその他衛生上管理上の支障があるとき。
- ④ 給食物資の確保が困難なとき。
- ⑤ その他給食を継続することができない事情があるとき。

4 学校における衛生の保持

学校において衛生管理を徹底するとともに、児童・生徒、教職員等について、保健福祉センターや子ども総合相談センター等の関係機関の協力を得ながら、予防接種、健康診断、心のケア等を実施する。

第4 教育施設が避難場所となった場合の対策

学校は、災害時においては教育の場としての機能とともに避難所としての機能をも果たすため、災害時に学校が避難所となったときは、教職員はその運営に協力する。

1 災害発生初期の運営支援

災害発生後数日間は、避難所運営の業務が混乱することが予想されるため、教職員は、区災害対策本部要員等に協力し、避難者の自主運営組織の立ち上げ、避難所のボランティアの組織化その他の避難所運営を支援する。

2 応急教育の実施

避難所の運営体制が確立された後は、応急教育の実施に支障のない範囲で、避難所運営に協力する。

第5 文化財、社会教育施設等の対策

災害により被害を受け、又は二次災害を受けるおそれのある文化財の保護・応急措置、社会教育施設等の安全確保措置を実施する。

1 文化財の保護

- (1) 災害発生後、文化財の所有者又は管理者は、初期消火活動等の実施、消防機関等への通報を行うとともに、経済観光文化局へ報告を行う。
- (2) 経済観光文化局においては、文化財の被害拡大を防止するため必要な応急措置を指示し、又は実施する。

2 社会教育施設の応急対策

- (1) 災害発生後、催物の一時中止し、施設内の安全を確認の上、利用者を安全な場所に避難誘導する。
- (2) 施設の被害状況の確認を行い、自衛消防組織による防災活動を行うとともに、立入禁止その他の必要な措置をとる。

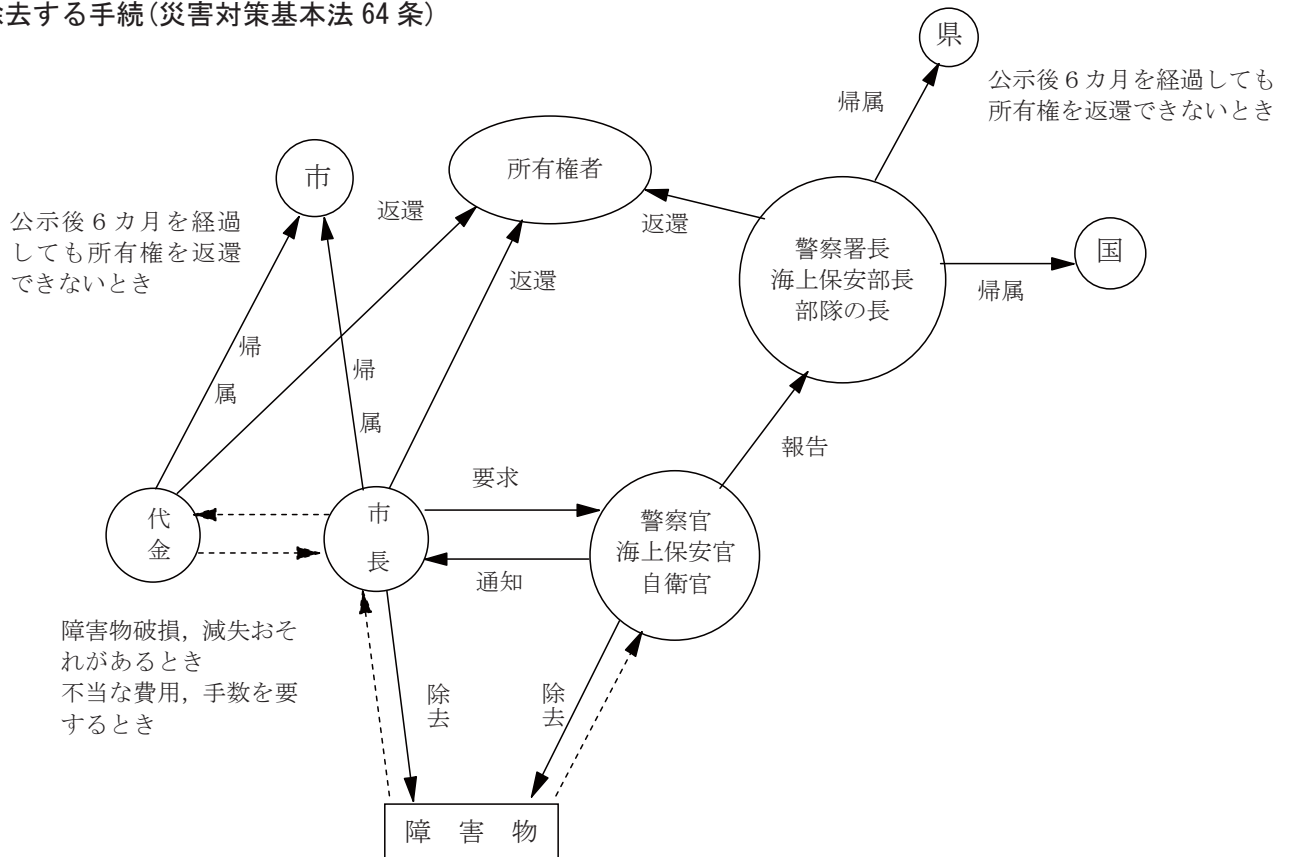
第16節 障害物の除去（住宅都市局，道路下水道局，港湾局，農林水産局，環境局，区役所）

災害のため排出された岩石，土砂，竹木等障害物により住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合，障害物を除去して住民の生活の安定と，交通路を確保して必要物資の輸送を円滑に行う。

1 除去する障害物

- (1) 住居に流入した障害物
岩石，土砂，竹木の被覆
- (2) 交通遮断の障害物
 - ① 道 路
 - 1) 崖崩れ等による岩石，土砂等
 - 2) 街路樹，竹木，棚等
 - 3) 工作物等
 - ② 橋梁，河川，漁港
流木，流塵等
 - ③ 港湾，漁港
 - 1) ラワン材等の輸入木材の流失
 - 2) 埋立工事用の排砂管，排砂管受枠の流失
 - 3) 埋没土砂
 - 4) 工作物

2 除去する手続(災害対策基本法 64 条)



- (1) 障害物（工作物等）を除去したときは，市長又は警察署長（海上保安部長，部隊の長）が障害物を一時保管する。
- (2) 障害物を保管した場合は，必要な事項を公示する。
- (3) 障害物の売却手続は，原則として競争入札とする。

3 除去の方法

(1) 住居に運び込まれた障害物

- ① 住居に運び込まれた障害物については、自らの力をもってしては障害物の除去を実施し得ないものに限って、居室、炊事場、便所など日常生活を可能にする程度の除去を行う。
- ② 特殊機械器具等の応援を要する場合には、関係機関に応援を求める。

(2) 交通遮断の障害物

- ① 災害の発生が予想される主要箇所を適宜巡視し、災害が発生した場合は速やかに除去する。
- ② 道路上の障害物は、国道のうち指定区間については九州地方整備局が、その他の国道、県道及び市道については市がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。
- ③ 航路における流木等の障害物は、清掃船等で収集する。
- ④ 河川、橋梁における流木等の障害物は、必要機材をもって除去する。

4 障害物の一時集積場所

- (1) 校区毎に定め、原則として公立学校の運動場等公有地を利用する。
- (2) 港内は適当な野積場、物揚場等を利用する。

5 障害物の終末処理

一時集積された障害物は道路の嵩上げ、埋立地等に処理する。

6 障害物の発生が予想される箇所

- (1) 崖崩れ等により岩石、土砂の被覆が予想される箇所「第 18 緊急輸送対策」に定める。
- (2) 流木、流塵等の被覆が予想される箇所「第 18 緊急輸送対策」に定める。

第17節 在港船舶対策（港湾局，農林水産局，海上保安部）

災害発生時に際し，流木による被害及び在港船の危険を防止する。

1 貯木対策

貯木場における流木防止及び流木による航路，海上交通等海難防止のため次の対策を行う。

(1) 災害防止の措置

- ① 災害が発生し，又は発生するおそれがある場合，博多港輸入木材対策協議会を緊急に開催し貯木場の応急対策について協議する。
- ② 台風時には，博多港長（福岡海上保安部長）を中心とする博多港台風・津波対策委員会（事務局福岡海上保安部）において災害の状況に応じ応急対策を行う。
- ③ 台風情報により水面貯木場を巡回し，係留中の木材に対する補強等について各木材取扱者に次のような流木防止の措置を連絡する。
 - 1) 貯木場内の係留杭にワイヤ等で係留を補強する。
 - 2) 木材にU字釘等を打ち込み，個々の木材の動揺を防ぐ。
 - 3) その他必要な措置
- ④ 陸上に集積中の木材について高潮時の危険がある場合には，各荷役業者に連絡してワイヤー結束等により流木防止の措置をとらせる。

2 在港船舶対策

災害の発生による船舶の損壊を防止し，船舶による港湾施設の損害を軽減するため次の対策を行う。

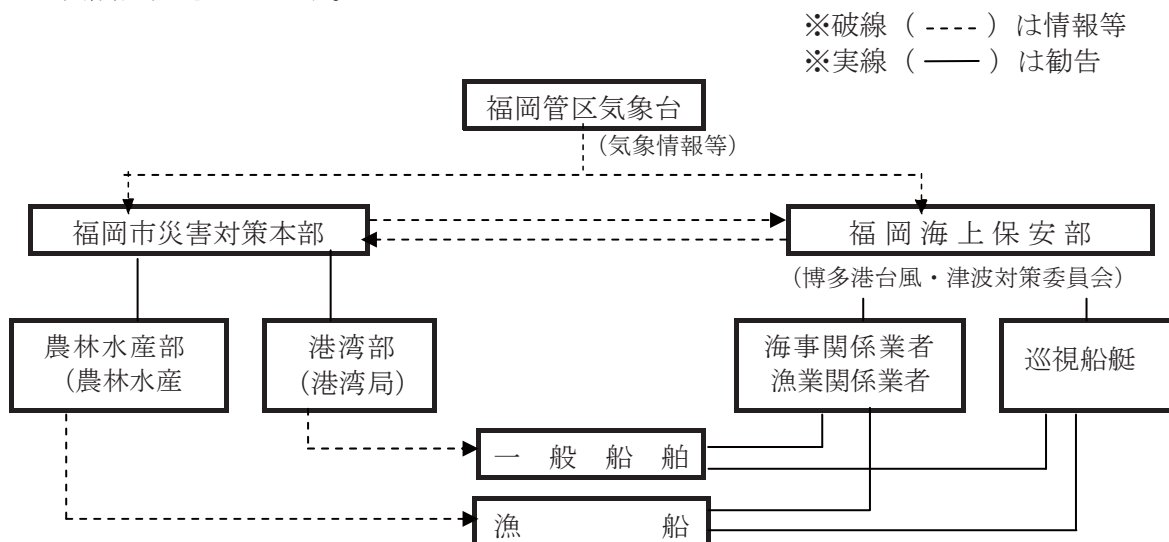
(1) 博多港台風・津波対策委員会における措置

- ① 台風情報により適時港内を巡回し，係留中の船舶の保船状況を確認する。
- ② 台風の強度に応じ，被害のおそれがある場合には，博多港長，水先人会，港湾管理者等関係者協議の上，離岸及び転錨等の措置をする。
- ③ 避泊地への誘導及び係留索の補強については，臨船指導を行う。

(2) 船舶に対する勧告

避難等の指示

台風情報，気象情報等により一般船舶及び漁船に対する出港の見合せ，避難の指示等は次の経路で行う。（ただし，福岡管区气象台から，福岡市災害対策本部及び福岡海上保安部に至る破線(----)は台風情報・気象情報等の流れを示す。）



(3) 避泊地，有効泊地，収容能力等（資料編 219 頁）

(4) 引船の隻数及び能力（資料編 220 頁）

第18節 ライフライン施設の応急対策

第1 電話施設 (NTT西日本)

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、電気通信施設等の被害の防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るための計画である。

1 災害応急対策

(1) 動員体制

災害の状況・規模等、必要に応じた体制をとることとする。

(2) 災害対策本部

災害が発生し、また発生のおそれがある場合において、当該災害の規模、その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要があると認めたときは、福岡市内に災害対策本部を設置する。

(3) 本部の名称

「福岡支店災害対策本部」とし、その上に当該災害の名称を付するものとする。

(4) 福岡支店災害対策本部の構成 (資料編 369 頁)

(5) 情報連絡系統 (資料編 369 頁)

(6) 電気通信サービスの復旧順位表 (資料編 370 頁)

2 応急臨時回線作成用無線機等概要

災害のため不通となった場合、次の無線機等を使用し最小限の電話回線を確保する。

(1) 孤立化防止対策用衛星電話 (Ku-1)

孤立防止用衛星電話は、災害発生に伴う設備故障などにより一般電話が不通になった時に、通信衛星を利用して孤立を防止し、重要通信を確保するために、公共施設等に設置しており、一般加入電話の途絶に際して衛星電話を利用する。

電話をかける時は「102」をダイヤルしオペレータに衛星電話からの通話であることを告げ、非常扱い又は緊急扱いの通話であることを申し出る。

(2) TZ-403 可搬型移動無線機

TZ-68 形無線機と同様、臨時回線を作成するときに使用し、最大 24 回線が作成可能であり、災害用特設公衆電話の作成等にも使用する。

都市部の局所的な孤立が発生した場合等、移動無線車に搭載したTZ-403 可搬型移動無線機を被災地に移動させ、基地局との間に臨時回線を作成し、臨時の特設公衆電話として通信を確保する。

(3) ポータブル衛星通信

被災地域の地形状況に影響されず、回線作成ができる衛星通信方式を利用し、人手により迅速に運搬ができ、迅速に通信回線が最大 16 回線作成が可能である。

3 災害用伝言ダイヤル『171』、災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供

(1) 震等の災害時において、通信がふくそうした場合に被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル『171』を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル『171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡市災害対策本部と協力して実施する。

利用方法については『171』をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言・録音・再生を行う。

(2) 地震等の災害時において、通信がふくそうした場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報(テキスト、音声、画像)の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板『web171』を提供する。

なお、災害用ブロードバンド伝言板『web171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡市災害対策本部と協力して実施する。

利用方法については西日本電信電話株式会社 HP 上の災害用ブロードバンド伝言板『web171』利用方法に従って、(テキスト、音声、画像)の登録、閲覧を行う。

第2 電力施設 (九州電力)

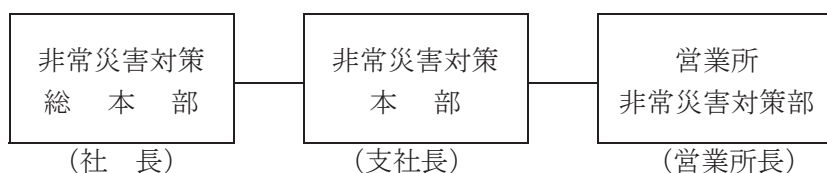
1 電力施設の名称

福岡地域の電力施設は、九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)が所有管理している。九州電力の福岡市地域に施設されている電力施設の名称は資料編 372 頁のとおり。

2 応急対策方法

(1) 九州電力の災害防止体制

九州電力の福岡市地域における災害対策の内部組織は次のとおりで、情報の伝達及び連絡、必要な指令、状況の集約、復旧処置等を行い災害対策の一元化、迅速化を図っている。



福岡市地域の災害対策組織。(資料編 373 頁)

(2) 人員計画

① 九州電力の動員計画

災害の発生するおそれがある場合の人員の配置は、配備計画に基づき社員全員出動の態勢をとり、状況に応じて一部は自宅待機とする。

なお、日頃工事等を実施している委託請負工事会社に対しても、状況に応じて動員又は待機を依頼する。

② 不足人員の調達方法

災害が発生した場合は、社員及び委託請負工事会社の社員を充当して復旧その他の処置を講ずるが、不足する場合は他地区の社員又は委託請負工事会社の社員を動員する。

(3) 機動力計画

① 九州電力内の機動力計画

人員配置計画と同様災害発生のおそれがある場合は、配備計画に基づき、九州電力の車両はすべて動員態勢をとり待機するとともに、状況によっては各委託請負工事会社の車両についても待機を依頼する。

② 不足機動力の調達方法

不足機動力の調達については、(2)②「不足人員の調達方法」と同様な要領により行うものとする。なお、水害等により浸水はなはだしく舟艇を要する場合等には、全面的に県下市町村に協力応援を求めることがある。

③ 路線等の災害情報の収集

九州電力は下部機関により災害情報を収集するが、なお県、市町村と緊密な連絡をとり路線の災害状況及び復旧見込等について情報の確保に努める。

(4) 通信の確保

① 九州電力の通信施設の状況

通信回線の確保は、電力供給において平常時、災害時を問わず特に重要なものである。したがって電力保安用通信回線は無線及び有線をもって回線網を構成することで確保している。

② 九州電力と他機関との通信の協力関係

九州地方非常通信協議会の一員として非常時における通信確保のため協力するとともに九州電力の通信回線途絶の場合は、NTT西日本、警察電話等他機関の通信施設の利用を依頼する場合もある。

(5) 電力施設被災状況のお客さまに対する周知

① 停電地帯に対する復旧見込及び事故防止の広報

災害により停電を生じたお客さま及びその地域に対しては、営業所のサービスカー等を巡回させて災害の状況、復旧見込等の広報を行うとともに、全域にわたり断線等による事故防止のPRを行う。

なお、被災地が広範囲に及ぶ場合は、県、市町村に連絡し広報車、有線放送等による周知方を依頼するとともに、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関やホームページを通じて更に周知徹底を図る。

② 負荷抑制等お客さまに対する協力依頼

災害のため電力施設に被害を受けて需給に不均衡を生じ、やむを得ず負荷制限を行う必要がある場合は、①と同じ方法で一般お客さまに電力節約の協力を要請する。また、大口お客さまに対しては、九州電力から直接電話等により連絡し協力を要請する。

(6) 電力施設の復旧順位

被害が広範囲に及ぶ場合は、電力の需給状況、復旧の難易、その効果等より総合的に判断して九州電力非常災害対策総本部と連絡のうえ、福岡支社非常災害対策本部において方針を決定し、重点的に復旧工事を実施する。

(7) 復旧資材の確保

① 災害が予想される場合・発生した場合

基準数を設定している災害復旧用資材の在庫状況とメーカーの在庫状況を把握し、復旧資材供給体制を整えている。

② 不足分が発生した場合の調達方法

電力施設の復旧資材は特殊であるので、この確保には九州電力内で確保できない場合、他電力会社、メーカー等と連絡をとり補充に努める。また、一般的な資材で近傍で調達可能なものは、指定地方行政機関、県、市町村に応援を依頼することがある。

(8) その他

電力施設の復旧要員に対する食糧並びに宿泊施設は九州電力において確保に努めるが、大災害又は被災地が広範囲に及び動員人員が多い場合は県、市町村の応援をもとめることがある。

第3 都市ガス施設 (西部ガス)

風水害等災害によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給に係る設備、体制および運用について総合的な災害防止対策を推進する。

1 非常体制

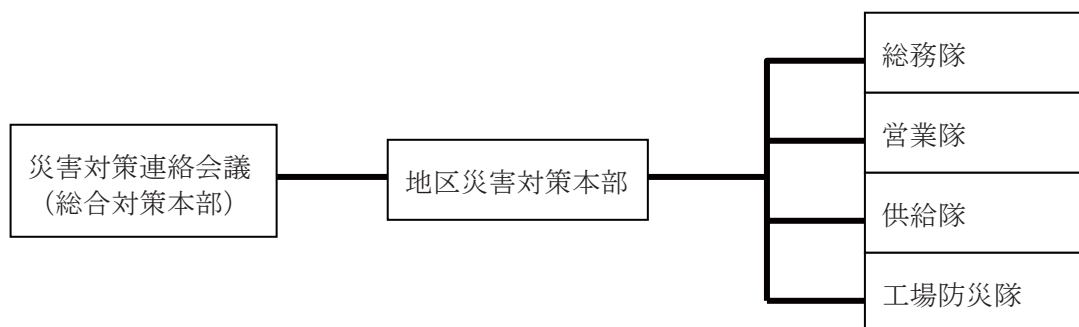
本社及び各製造所、導管を管理する事業所(供給所を含む)において、「保安規程」及び「災害対策基本法」に基づき定められた「防災に関する計画」、「防災活動要領(福岡地区編)」などにより、非常体制の具体的措置を定める。

(1) 非常体制の種別及び目安

体制種別	目 安
第1非常体制	(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地の場合 (2) 福岡地区に大雨、洪水、台風等の気象警報が発令され、被害予想又は被害発生が軽度又は局地の場合
第2非常体制	(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合 (2) 福岡地区に大雨、洪水、台風等の気象警報が発令され、被害予想又は被害発生が中程度の場合
第3非常体制	(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想がはなはだしい場合 (2) 福岡地区に大雨、洪水、台風等の気象警報が発令され、被害予想又は被害発生がはなはだしい場合
総合非常体制	(1) ガス施設の損壊等により広域、大規模な災害が発生し、ガスの供給支障等が考えられ、福岡地区災害対策本部では対応が不可能な場合 (2) 福岡地区に大雨、洪水、台風等の気象警報が発令され、広域、大規模な災害が発生し、福岡地区災害対策本部では対応が不可能な場合

(2) 非常体制の整備

災害が発生したときに災害対策本部を設置し、非常体制が有効に機能するよう動員基準、組織、業務分担及び通報連絡体制を整備し、社員等関係者に周知徹底を図る。



2 ガス施設の災害予防措置

(1) 導管網のブロック化

ガス工作物の被害による二次災害の防止と被害の著しい地域へのガス供給を停止するための単位ブロック、統合ブロック、並びに、復旧活動を円滑に推進するための復旧ブロック等の災害発生直後から復旧完了まで安全・的確に作業を遂行するためのガス導管の面的整備を推進する。

(2) 圧力監視システム

災害発生時にガスの供給圧力や流量等を、災害対策本部で迅速に集中監視するためのシステムを整備する。

(3) マイコンメーター

二次災害の発生を防止するためマイコンメーター等の設置を推進する。

(4) ガス設備の耐震性の向上

災害発生時（地震等含む）にガス導管への被害を最小にとどめるよう、不等沈下や応力に強いポリエチレン管や鋼管、耐震継手の採用を推進する。

3 その他の設備

(1) 連絡・通信設備

災害発生時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の整備を行う。

(2) 自家発電設備等

常用電力が停電した際にも防災業務設備の機能を維持するために、自家発電設備等を整備する。

(3) 臨時供給設備

ガスの供給が停止した場合に備え、社会的優先度が高い救急病院などに一時的にガスを供給するための移動式ガス発生設備の導入を推進する。

(4) 資機材等

製造設備、供給設備の配管材料、工具等の資機材等は平常時からその確保に努めると共に、定期敵に保管状況を点検整備する。

4 広報活動

需要家に対して、災害発生時における都市ガス使用についての注意事項、ガス事業者の保安対策、広報体制についてチラシ、パンフレット、新聞、テレビ等の広告、検針票領収書、学校教育の場等を利用してPRしておく。

また、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関に対して、災害等の情報を速やかに連絡できるルートを確認しておくと共に、放送例文等を預託するなど、ガスの保安確保に関する市民PRへの協力を依頼しておく。

5 教育訓練計画

(1) 製造部門

ア 教育

各製造所等では、災害によるガス工作物の被害の低減を図るため、火災原因、危険物可燃物、高圧ガス、気象と火災、建物・構築物の特性、消火設備・消火器、避難・救援方法、作業標準の徹底等について、計画的に防災教育を実施する。

イ 訓練

各製造所等では、保安委員会の計画により様々な災害想定訓練を実施する。

なお、停電その他の緊急時における迅速、的確な措置をとれるよう緊急時措置訓練についても日常反復実施する。

(ア) 現場訓練

作業員の分担を具体的に定め、反復実施する。

(イ) 総合訓練

原則として、年2回以上実施する。(消防機関との合同訓練を適宜実施する)

(2) 営業・供給部門（導管保安センター，支社）

ア 教育

各事業所（導管保安センター，支社）従業員及び関係工事会社従業員に対し、風水害等によるガス工作物の被害による二次災害の防止及び早期復旧を期すため、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、保安意識の向上を図るものとする。

イ 訓練

災害想定訓練

緊急措置及び復旧活動を迅速・確実に行うため、災害を想定し各事業所単位、または地方自治体と合同で定期的に訓練を実施する。

6 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平常時から需要家に対し、防災知識の普及を図るものとする。

(1) 需要家に対するガス安全使用のためPR

需要家に対しあらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項の周知徹底を図るものとする。

(2) 土木建設関係者に対するPR

土木建設関係者に対しては、建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状況、埋設深度、ガス事故防止にあたっての注意事項の周知徹底を図るものとする。

第19節 石油事故対策（消防局、港湾局、農林水産局、福岡県、海上保安部、水難救済会）

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所をいい、石油コンビナート等災害防止法第2条第2号によって指定された「石油コンビナート等特別防災区域」を除く。以下同じ）の火災、爆発並びに海上における油槽船の火災、油流出事故等が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、よって市民の生命、身体及び財産を保護する。

1 陸上における危険物等の事故対策計画

危険物施設及びその周辺における災害を未然に防止するため、消防体制の充実、強化を図るとともに、危険物施設及びその周辺において、火災その他の危険物等の災害が発生した場合、関係機関の協力を得ながら保有消防力の全機能を発揮して、その被害を最小限度に防止するための計画である。

(1) 空港及び港湾区域における危険物施設の位置図（資料編 340 頁）

- ① 福岡給油施設 博多区大字青木 457-1 福岡空港内
- ② 西部瓦斯福北工場 東区東浜 2 丁目 9-118
- ③ 志賀島漁港 東区大字志賀島
- ④ 弘 漁 港 東区大字弘
- ⑤ 玄 界 漁 港 西区大字玄界島
- ⑥ 浜崎今津漁港 西区今津
- ⑦ 西 浦 漁 港 西区大字西浦
- ⑧ 唐 泊 漁 港 西区大字宮浦
- ⑨ 小 呂 島 漁 港 西区大字小呂島
- ⑩ 姪 浜 船 溜 西区愛宕浜 4 丁目
- ⑪ 能 古 船 溜 西区能古
- ⑫ 奈 多 漁 港 東区奈多 2 丁目

(2) 危険物施設の現況

- 危険物施設現況表（資料編 342 頁）
- 危険物施設状況（資料編 344 頁）

(3) 組織計画に関する事項

「第1節 応急活動体制」のとおり

(4) 災害予防に関する事項

災害の発生を未然に防止するため、次の各号により災害予防の徹底を図る。

- ① 危険物施設の予防対策
危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）別表で定める指定数量以上の危険物は、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）以外の場所においては貯蔵や取扱いができないこととされ、また製造所等を設置する場合は、市長の許可を要することとなっており、その位置・構造及び設備は政令に定める技術上の基準により規制されている。
- ② 危険物の保安管理
 - 1) 製造所等における危険物の管理については、危険物保安監督者の監督のもとに都道府県知事の行う危険物取扱者試験に合格した危険物取扱者の責任においてなされている。
 - 2) 製造所等の火災を予防するため予防規程を定め、これを市長が認可して、災害予防の実効性を確保することとしている。
 - 3) 特定の大規模な製造所等には、自衛消防組織を設けており、火災予防、初期消火活動に備えている。
 - 4) 設置者等には、危険物施設等の定期点検が義務付けられており、製造所等における施設の安全が確保されている。
- ③ 製造所等の査察
当該製造所等を管轄する消防署において年間査察計画を樹立し、製造所等の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵・取り扱いについて、定期的に査察を実施し、不備事項については、指導、勧告、命令

等の措置を講じて火災予防の徹底を図る。幹事会

④ 危険物関係船舶に対する措置

- 1) 船舶安全法第2条第1項の規定の適用を受けない船舶、又は船きょ若しくはふ頭に繋留された船舶については「③製造所等の査察」に準じて査察を実施し、災害予防の徹底を図る。
- 2) 上記以外の船舶については、海上保安部において必要な措置を講じ、災害予防の徹底を図る。

⑤ 液化石油ガスに対する措置

液化石油ガスの施設については、国又は県において、法令上の規制を行うとともに定期的に査察を実施し、災害防止の徹底を図る。

⑥ 防災訓練の実施

各製造所等に対しては、毎月1回の自主訓練を実施するよう指導を行い、必要に応じては消防局、海上保安部、その他の関係機関の協力による総合的な防災訓練を実施し、災害発生時における非常措置体制の確立を図る。

(5) 災害応急措置に関する事項

災害が発生した場合に、救助、避難及び災害の局限防止措置、又は拡大防止措置を迅速、的確に実施するため、次の各号により応急措置の徹底を図る。

① 通信、情報収集

「第2節 情報の収集・伝達」を準用するほか、次の各号により通信情報収集の徹底を図る。

1) 通報、連絡系統の確立

災害情報が迅速、確実に得られるよう、次に掲げる関係機関は相互に通報、連絡するものとし、災害の状況によっては、その他の関係機関、団体等に連絡するものとする。

福岡市
福岡県
福岡海上保安部
福岡県警察本部

2) 通報の内容

災害発生を覚知した関係機関が通報する事項はおおむね次のとおりである。

- ア 災害発生の日時、場所
- イ 災害の概要
- ウ 付近の状況
- エ 流出油の状況
- オ 船名、総トン数、乗組員数、搭載油量及び種類
- カ 気象、海象の状況
- キ 今後予想される災害
- ク その他必要な事項

3) 関係機関は、災害の拡大状況、応急措置状況等、応急対策に必要な災害情報を相互に連絡する。

② 災害広報

「第3節 災害時の広報」を準用するほか、次の各号により、災害広報の徹底を図る。

1) 広報の方法

広報車、有線放送、ラジオ、テレビ及び船舶の拡声装置等最も適切な方法により速やかに行う。

2) 広報の内容

広報する事項は、おおむね次のとおりである。

- ア 災害発生時の日時、場所
- イ 被害状況
- ウ 応急措置状況
- エ 救助状況
- オ 油流出状況及び流出油拡散状況
- カ 船名、総トン数、乗組員数、積載量及び品名
- キ 火気使用制限又は禁止区域
- ク 立入、航行制限、又は禁止区域
- ケ 住民及び船舶に対する避難勧告、指示等の状況
- コ 一般住民及び船舶に対する注意事項

③ 災害時の避難

1) 陸上における避難については、「第6節 避難対策」による。

2) 海上にある船舶の避難については、海上保安部において必要な措置をとる。

- ④ 救出及び救助
「第4節 救出，救急計画」による。
- ⑤ 災害防ぎょ活動
災害防ぎょにあたっては，関係機関は連携を緊密にし，円滑な活動を行うとともに，次の各号により災害防ぎょ及び応急措置の徹底を図る。

1) 現場統合指揮本部の設置

関係機関が総合的かつ有機的な活動を円滑に実施するため，次により現場統合指揮本部を設置する。

ア 設置基準

関係機関が総合的な災害応急対策をとる必要があるとき

イ 設置者

設置者は次のとおりとし，現場統合指揮本部を設置しようとするときは，関係機関にその旨を連絡する。

警 備 部 長（主として陸上災害の場合）

福岡海上保安部長（主として海上災害の場合）

ウ 設置場所

現場統合指揮本部は，災害応急対策の円滑な実施と災害情報の把握が容易な場所に設置する。

エ 現場統合指揮本部の所掌事項

- 応急対策を実施する関係機関の相互連絡，調整
- 応急対策に必要な情報の収集，分析及び検討
- 応急対策の諸方策についての協議
- 応急対策実施方法の調整
- 災害状況及び応急対策の広報
- その他応急対策実施について必要とする事項

2) 災害初期の措置

災害を覚知した関係機関は自己の保存する船艇及び資機材でもって災害の局限防止に努める。

3) 災害の拡大防止

関係機関は相互に連携を図り，流出油の拡散防止，火災の予防又は火災の鎮圧，その他必要な措置を実施し，災害の拡大防止に努める。

4) 二次災害の防止

災害の様相及び流出油の拡散状況に応じて，次の各号により二次災害の防止を図る。

ア 警戒区域の設定

二次災害の防止に必要な範囲を定め，警戒区域を設定し，警戒員及び警戒船艇を配置して警戒する。

イ 火気等の使用制限又は禁止区域の設定

二次災害の防止に必要な範囲を定め，火気等の使用について制限又は禁止する。

5) 陸上施設防ぎょ

災害防ぎょにあたっては，当該施設を管轄する消防署において作成する「防ぎょ計画」による。

6) 備蓄資機材の活用

災害の防ぎょ，鎮圧にあたっては，各関係機関において，備蓄している必要な資機材の最高限度の活用を図るとともに，不足をきたす場合には，関係業者等と連絡をとり，その補給を図る。

7) 自衛消防隊の活用

災害が発生した場合に，初期消火及び災害の局限防止を行うため，自衛消防隊の活用を図る。

(6) 交通輸送に関する事項

災害の応急対策を円滑に実施するため，次により交通の確保及び緊急輸送を行う。

① 交通の確保

福岡県公安委員会等が行う交通規則により，交通の確保を図るとともに，緊急輸送を行うにあたっては警察車両等による先導を求め輸送の安全迅速を図る。

② 緊急輸送

緊急輸送は「第8節 輸送計画」による。

(7) 関係機関への応援要請

① 隣接市町村への応援要請

災害が拡大し、本市消防力のみにては、災害の防ぎよ、鎮圧にそごをきたすおそれがある場合には他都市への応援派遣を要請する。

② 自衛隊の派遣要請

災害がなお大規模なものとなるおそれがある場合には、「第1節第3 応援要請」に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

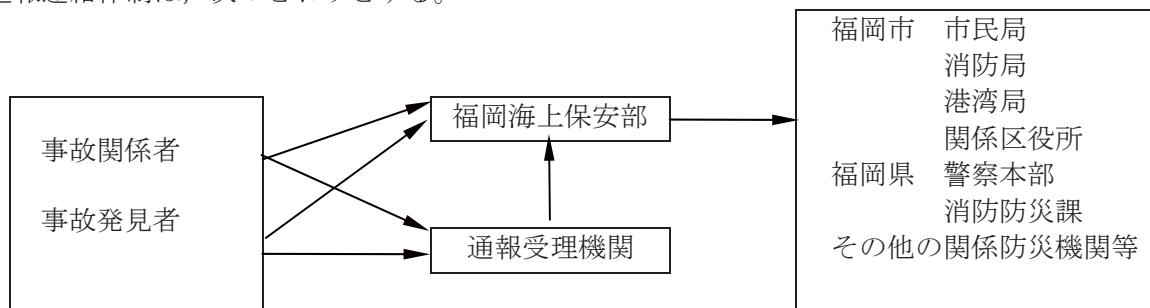
2 海上における石油事故対策

(1) 計画方針

この計画は、福岡湾及びその周辺海域において、大量の油の海上流出事故、あるいは、油類の大規模火災が発生した場合、人命救助、消火活動、油濁防除、付近の船舶及び沿岸住民の安全確保並びに、海洋環境への被害防止等を図るため、関係機関のとるべき措置について定める。

(2) 通報連絡体制

① 通報連絡体制は、次のとおりとする。



② 災害発生 of 通報を受けた第1 通報受理機関は、直ちに福岡海上保安部へ、通報するものとする。

③ 災害の発生を知った機関は、直ちに関係機関へ通報し、その後関係機関は調整のうえ、通報連絡体制を確立し、防災活動の推進を図る。

(3) 災害予防

① 防災活動を、適切かつ効果的に実施するため、防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

② 防災に必要な指導を、関係機関等に行うとともに、随時研修、訓練を行う。

③ 防災に関し、海難防止運動、講習会の開催、参考資料の配付及び福岡海上保安部職員の一般船舶への訪船指導等を実施して、関係者の指導啓もうをするものとする。

(4) 災害応急対策

① 通信の確保

通信施設の保全に努め、関係機関と緊密な連絡を確保するため、非常通信波の聴取（北九州統制通信事務所・福岡県、福岡市防災機関）、市長等からの重要通信発信依頼の場合の伝達、及び携帯無線機の供用等の措置をとる。

② 警報の伝達

大量の油の流出等により、船舶、水産資源、陸上施設、公衆衛生等に重大な影響も及ぼす事態を知った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇等による巡回等により周知する。

③ 災害状況の把握、情報の収集等

航空機、又は巡視船艇等を現場に派遣し、又は関係機関からの通報を求め、災害状況を迅速、的確に把握するとともに、情報の収集にあたり、必要に応じ関係機関へ通報する。

④ 救助活動

1) 避難命令等が発令された場合に、必要があれば避難者の誘導、海上の輸送を実施し、また船舶に危険が生ずるおそれのある場合は、適当な場所に避難するよう指導勧告する。

2) 遭難船が発生した場合は、その救助及び火災の消火活動を行う。

3) 人員及び資器材等、防災活動に必要な場合は、関係各機関が協力して、緊急輸送にあたる。

4) 人命救助、被害の拡大防止等のため、必要がある場合自衛隊への出動要請をする。

⑤ 海上交通安全の確保

- 1) 災害発生のため、船舶の航行に危険があると思われる場合は、出入港の禁止、航行の制限及び禁止の措置をとる。
- 2) 関係機関が協力して、危険水域付近の警戒、船舶の通航の停止、又は変更及び指導を行う。
- 3) 港内における危険物積載船舶に、移動を命じ又は、航行の制限、禁止及び危険物荷役の制限、又は禁止を行う。
- 4) 応急資材集積地付近（ふ頭）の交通制限を行う。
- 5) 福岡空港事務所を通じて、災害現場上空の飛行制限を行う。

⑥ 治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇等による、現場付近の警戒を強化するとともに、各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを強化する。

⑦ 応急措置の実施に必要な物資の収用等

災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定による処分は、特に必要があると認めるときに行う。

この処分は、真に止むを得ない場合に限り、できるだけ行政指導により、関係者の協力を得て、必要物資等の供給の確保に努めるものとする。

⑧ 広 報

市民の民心安定に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等について、必要があれば関係機関と連絡調整のうえ、積極的に報道機関に連絡して広報を行う。

(5) 水難救助船の活用

災害状況に応じて、日本水難救済会、市内各救難所所属の救助船に小型ポンプを積載し、消防団においてこれを運用、石油基地海岸線及び海面の警戒、防ぎよに当らせる。

- ① 救助船及びポンプ（資料編 352 頁）
- ② 水難救済会所属救難所装備一覧表（資料編 352 頁）
- ③ 災害状況により、ポンプの使用を必要としない場合は、オイルフェンスの展張、その他の油処理作業に従事させる。

第20節 放射線災害応急対策（市民局、消防局、保健福祉局、環境局、区役所）

放射線源の露出（密閉線源）、流出（非密閉線源）等による人命危険の排除のため、放射性物質の大量の放出に係る防災対策に関し必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、迅速かつ組織的に住民の安全を図ることを目的とする。

1 放射性物質に係る災害応急対策

放射性同位元素等に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、福岡市は、国から派遣される専門家と協力して次の措置を講ずる。

（1）情報連絡体制

放射性同位元素等取扱事業者の設置者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに国（文部科学省）及び県、市町村、警察本部等に対し通報連絡し、その後の状況についても逐次通報連絡する。情報連絡の系統は、下記の図のとおりとする。

（2）防災体制

福岡市は、次の場合、原則として県又は国の指示（指導又は助言）を受けて災害対策本部を設置する。放射性同位元素等取扱事業所の周辺モニタリングポスト等で実測された空間放射線量率が毎時10マイクログレイ以上の値、又は周辺住民の予測線量当量が5ミリシーベルト以上の値になった場合。

（3）住民に対する指示伝達等

被害が予想される地区住民に対し、広報車、テレビ、ラジオ等あらゆる広報手段を通じて的確かつ迅速に次の事項を指示伝達する。

- ① 異常事態が生じた施設、場所及び発生時刻
- ② 異常事態の状況と今後の予想
- ③ 地区住民のとるべき行動

（4）放射性物質の汚染状況調査

- ① モニタリング組織
国や県のモニタリングと連携し、適切な監視を行うため、モニタリング班を構成する。
- ② モニタリング方法
「福岡県地域防災計画（事故対策編）」放射線災害対策編災害応急対策計画（以下「福岡県地域防災計画」）に準ずる。
- ③ 気象情報の収集
福岡市は、福岡管区気象台及び施設等の協力を得て、風向、風速、降雨量、大気安定度等についての気象情報を数時間後の予想も併せて随時収集する。

（5）住民の避難等及び立入制限

- ① 避難及び避難に関する基準
福岡市は、原則として放射性物質による汚染状況調査等により、予測線量当量が、次表の「屋内避難及び避難等に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、国や国から派遣される専門家と協議し、被害予測地区の住民に対し、屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

屋内避難及び避難等に関する指標

予測線量(単位：mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	<ul style="list-style-type: none"> ・内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。

- (注) 1 予測線量当量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく住民の防護対策措置についての指示とあわせて防災業務関係者から住民に連絡される。
- 2 予測線量当量は、放出期間中、屋外に居続け、何らの措置も講じなければ受けると予測される線量当量である。
- 3 全身外部線量及び甲状腺線量が同一レベルにないときは、いずれか高いレベルの線量に応じた防護対策をとるものとする。

② 退避等の方法

「第6節 避難対策」に基づき、地区住民を退避避難させるものとする。

③ 立入制限、交通規制及び警備措置

被害予想地区における立入制限等必要な措置をとるとともに、関係機関にも同措置を要請する。

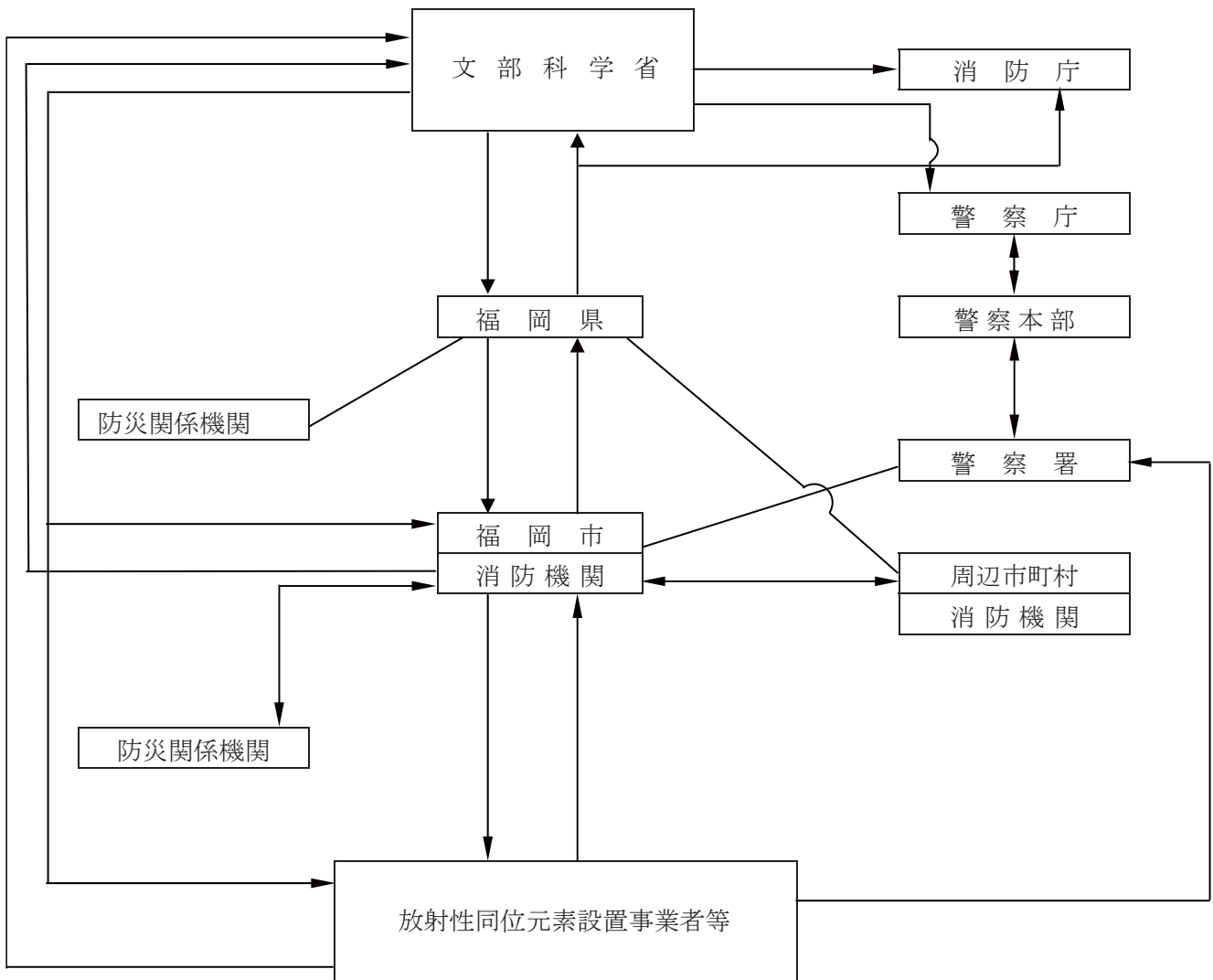
(6) 緊急時医療措置

医療班を編成し、国（文部科学省）の派遣する緊急被爆医療派遣チームの助言を受ける。また、福岡市医師会に対し協力を要請し、救護所において放射線による被曝を受けた者又はそのおそれのある者の検査及び救護にあたるものとする。また、日赤福岡県支部に対し救護班の出動要請を行う。なお、救護所は、公民館等の公共的施設又は医療機関に開設するものとする。（その他、医療機関への移送等については、「福岡県地域防災計画」に準じる。）

(7) その他

飲食物の摂取制限等、損害調査等に必要な資料の作成については、「福岡県地域防災計画」に準じる。

放射線物質施設等に係る災害時の情報連絡系統



第21節 農畜産物応急対策（農林水産局）

災害のため農畜産物に被害を受けた場合における農業経営の安定を図るための計画である。

1 農産物応急対策

（1）種苗の確保

災害により農作物（飼料作物含む）が被害を受け、再生産・代作用種苗の供給の必要がある場合は、当該農協を通じてその必要量を調査把握し、JAふくれん等に種苗確保の協力要請をするとともに県に対しても種苗の確保措置の要請を行う。

（2）病虫害の防除対策

農作物が病虫害の異常発生によって被害を受けた場合は、緊急に福岡市農業指導センターにより防除方法についてチラシ等を配布し、緊急防除を実施するとともに、農作物に対する管理指導を行う。

2 畜産応急対策

（1）飼料の確保

災害により保管飼料及び作付飼料が被災を受けた場合は、当該農協等を通じてその必要量を調査把握し、速やかにこれの確保調整を行い、不足分については県に対して飼料確保措置の要請を行うとともに、農協等を通じて稲わら等の抛出計画をたて補給措置を行う。

（2）家畜伝染病の予防

災害によって発生する家畜伝染病の予防に重点を置き、必要ある場合は、県に対して予防注射の実施を要請し被害の防止に努めるとともに、畜舎の汚染に起因する疾病に対する飼養管理指導を行う。

（3）畜舎の消毒の実施

災害により畜舎消毒の必要が生じた場合は、速やかに県に対して畜舎の緊急消毒措置を要請し被災畜舎の消毒指導を行う。

（4）化製場の確保

災害によって獣畜の死亡事故が大量に発生した場合は、速やかに県に対して化製場の確保を要請し、被災農家に死亡獣畜に対する処分の指導を行う。

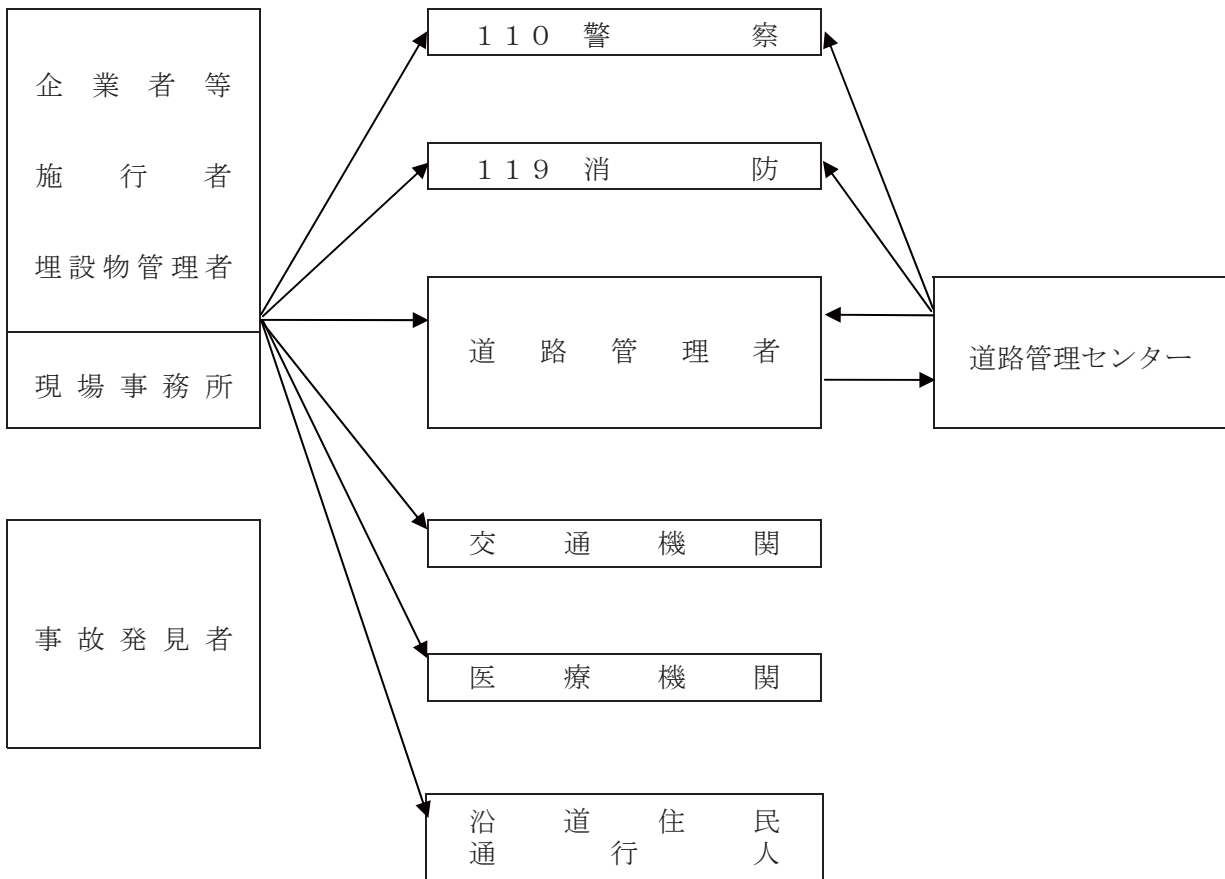
第22節 地下埋設工事等に伴う事故対策（各局・区役所）

地下埋設工事，その他の道路の掘削を伴う占用工事，（以下「地下工事という。」）の工事現場において，ガス施設その他の地下埋設施設に係る大規模な事故の発生を未然に防止し，また大規模な事故が発生し，若しくは発生するおそれがある場合に応急対策を行い，もって沿道住民及び歩行者の安全確保を図るための計画である。

1 事故防止対策

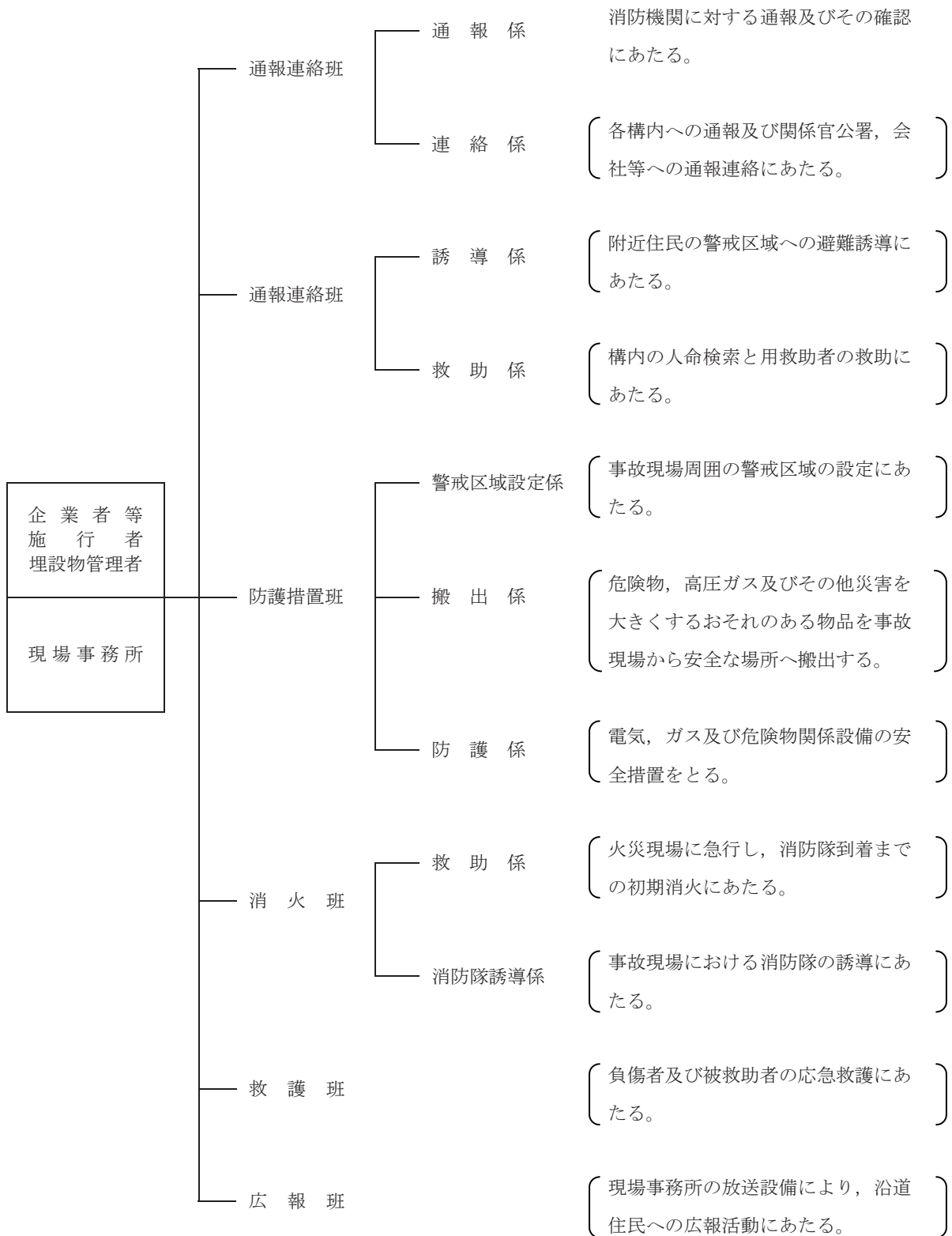
関係官公署及び関係公益事業者においては，地下工事による事故を防止するため，次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 当該工事の施行に伴う既存の地下埋設物件の移設等の措置及び掘削により露出することとなる地下埋設物件の防護方法
- (2) 当該工事の施行に伴い必要となる関係公益物件管理者の立会い，巡視及び点検の方法
- (3) 事故発生の際における関係者に対する通報及び工事現場付近の住民に対する警報体制
- (4) その他事故防止に関し必要な事項は，各埋設管理者の防災業務計画により万全の措置を行う。



2 防災組織

第3章
第22節
地下埋設工事等に伴う事故対策



第23節 その他災害応急対策に必要な事項（各局，区役所）

1 応急公用負担

（災害対策基本法第 64 条，65 条，71 条，78 条，水防法第 17 条，21 条，消防法第 29 条，36 条）

（1）公用負担を行使できる者

- | | | |
|-------|--------------|--------|
| ① 知事 | ④ 海上保安官 | ⑦ 消防吏員 |
| ② 市長 | ⑤ 指定地方行政機関の長 | ⑧ 消防団員 |
| ③ 警察官 | ⑥ 消防長・消防署長 | ⑨ 自衛官 |

（2）物的公用負担

応急措置を実施するため，緊急を要する場合当該地域内の他人の土地，建物その他の工作物を一時使用し，又は土石，竹木その他の物件をもって使用し，もしくは収用することができる。（災害対策基本法第 71 条，78 条の公用負担にあたっては公用令書の交付を要する。次号において同じ）

（3）人的公用負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合，当該地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

2 警戒区域の設定権

（災害対策基本法第 63 条，水防法第 21 条，消防法第 23 条の 2，28 条）

警戒区域の設定権は，災害が発生し，又は発生しようとしている場合において，人の生命，又は身体に対する危険防止及び災害応急対策を迅速的確に実施するため一定区域内への立ち入り制限，禁止又はその地域からの退去を命ずる権限である。

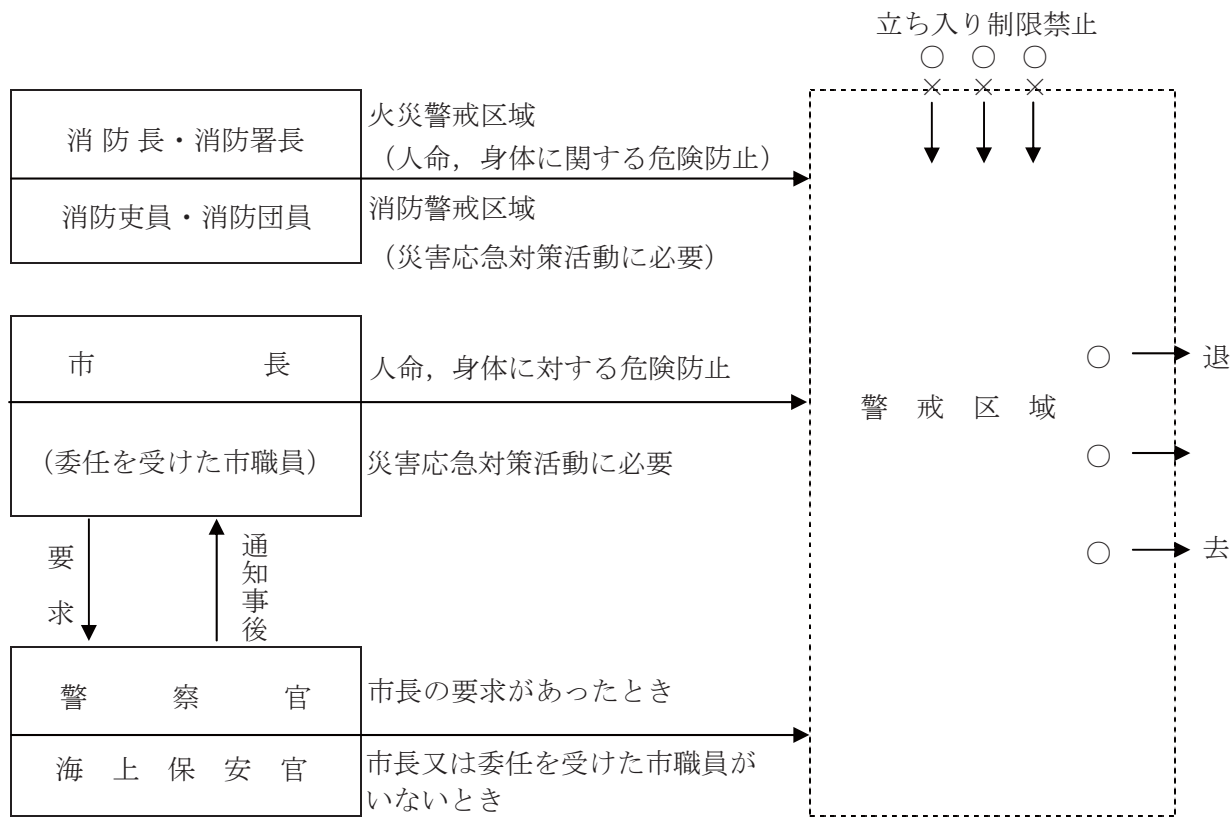
なお，知事は，市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは，災害対策基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。

（1）警戒区域の設定権を有する者

- ① 市長
- ② 市長の委任を受けた市職員
- ③ 警察官又は海上保安官
- ④ 消防長又は消防署長
- ⑤ 消防吏員又は消防団員
- ⑥ 自衛官
- ⑦ 水防団長・水防団員

(2) 警戒区域設定の要件

- ① 災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、人命又は身体に対する危険防止のため特に必要である場合。
- ② 災害応急対策を特に迅速かつ円滑に行う必要がある場合。



(3) 罰 則

警戒区域設定に基づく禁止、制限又は退去命令について違反した者は 10 万円以下の罰金、又は拘留に処せられる。

3 証 標

(1) 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は、左上腕に腕章をする。

(2) 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面左側窓に標章を標示する。